

陸奥國津佐郡四万石  
 上野國碓氷郡内貳万石  
 四万七千石因録並別紙事  
 内四万石  
 津佐左京子石津佐一學子丁  
 在邊之碓氷方貳万石充所  
 全丁願加去也 仍如件

寛文四年四月廿日

津佐村中主


1. 徳川家綱朱印状 津軽信政宛 寛文4年

目録  
 陸奥國  
 津佐郡一國 五ヶ所  
 高野村 高野村 高野村  
 金山村 金山村 金山村  
 大津村 大津村 大津村  
 高野村 高野村 高野村  
 高野村 高野村 高野村  
 上野國  
 碓氷郡之内 六ヶ所  
 大野村 大野村 大野村  
 千原村 千原村 千原村  
 高野村 高野村 高野村  
 郡合四万七千石  
 内 中五ヶ所村合三萬石  
 千原村合二萬七千石  
 津佐一萬石  
 碓氷郡上野村合陸奥相討  
 及上野郡内高野村 津佐  
 心儀及人合所合 仍如件  
 加件  
 寛文五年四月廿日  
 高野村  
 小高野山  
 高野村  
 津佐村中主

2. 領知目録 (一部省略) 同上宛 寛文4年

山城國久世郡北把尾村自三百  
 九拾石分計餘拾津園河邊郡  
 伊丹村自千石貳分計合千七百  
 九拾七石餘半之和之九月七日  
 先判以後所領替者之也合  
 之判不可之相違之由也併

寛文五年十月三日




近衛基熙宛

3. 徳川家綱判物 近衛基熙宛 寛文5年

山城國乙訓郡青木村自貳百石  
 相樂郡山田村自貳拾石貳分  
 紫河村自貳拾石貳分計合千七百  
 九拾七石餘半之和之九月七日  
 先判以後所領替者之也合  
 之判不可之相違之由也併

寛文五年十月三日




三條西実教宛

4. 徳川家綱朱印状 三條西実教宛 寛文5年

山城國上割郡鶴冠井村之角  
 百拾五石大敷村角百石美川村  
 畧五石餘紀伊郡竹田村角五  
 都合貳百六拾五石餘寺紀元和  
 二年九月十日先判旨承領掌  
 不有相違之由此件

寛文五年十月三日

六條有和宛




5. 德川家綱朱印状 六條有和宛 寛文5年

山城國壹石郡一寺寺村角  
 百石紀伊郡石原村角八拾石  
 合百八拾石寺角六石餘領掌  
 不有相違之由此件

寛文五年十一月三日

竹屋光久宛



6. 德川家綱朱印状 竹屋光久宛 寛文5年

撥國而後 月立部部蘇  
 三和木向格家九沙珠造  
 水境門百格名汁菜粉各  
 夏後格名名事 金三寺内并  
 門前境內名後格名名元後境  
 俾名月或格名名名名後境  
 四和并

元和元年七月廿日

清水寺宛

7. 德川家康黒印状 清水寺宛 元和元年

当寺依海國而後日名  
 或才得之市年日格名名游  
 清水境內百格名名汁粉各  
 夏後格名名事 金三寺内并  
 門前境內名後格名名元後境  
 俾名月或格名名名名後境  
 四和并

元和三年七月廿日

清水寺宛

8. 德川秀忠朱印状 同上宛 元和3年

當寺領山城國西院  
 六石貳斗餘二石本内指  
 九斗餘清水境内百拾七斗餘  
 都合百二拾二石 内貳拾七斗餘 事並  
 同首境内法役等免除但元和  
 九年七月廿五日同二石七月廿日  
 先判言相違言如件  
 必件  
 寛永三年七月九日  
 清水寺


9. 徳川家光朱印状 清水寺宛 寛文13年

清水寺領山城國昔野郡西院村  
 六石貳斗餘壹石部二石本内  
 拾五石九斗餘清水境内百拾七斗餘  
 都合百二拾三石 内貳拾七斗餘 事並  
 同首境内法役等免除但元和九年  
 七月廿七日同二石七月廿日寛永  
 十三年十月九日先判言相違言  
 永不可有相違言如件  
 寛文三年七月十日

10. 徳川家綱朱印状 同上宛 寛文5年

清水寺領山城國葛野郡西院村内  
 六石貳斗餘屯宮郡三斗末之内  
 拾五石九斗餘法之境内百拾石七斗餘  
 郡合百三拾三石内貳拾石法本堂内兼  
 境内諸汲等免除延元和元年  
 七月廿七日同三年七月廿一日寛永  
 十二年十一月九日寛文六年七月  
 十一日先判之旨違公永五斗有  
 相違志也印状


貞享二年六月十一日



11. 徳川綱吉朱印状 清水寺宛 貞享2年

清水寺領山城國葛野郡西院村内  
 六斗貳斗餘屯宮郡三斗末之内  
 年餘清水境内百拾石七斗餘郡合  
 百拾三石内貳拾石法本堂内兼  
 境内諸汲等免除延元和元年  
 七月廿七日同三年七月廿一日寛永  
 十二年十一月九日寛文六年七月  
 十一日先判之旨違公永五斗有  
 相違志也印状

享保三年七月十日



12. 徳川吉宗朱印状 同上宛 享保3年

# 領知判物・朱印状の古文書学的研究

— 寛文印知の政治史的意義 (一) —

大野 瑞 男

はじめに

一、寛文印知の実施

二、徳川歴代の領知安堵

三、判物・朱印状の書式の検討

結びにかえて——寛文印知の歴史的意義

〔史料紹介〕貞享御判物御朱印改記

はじめに

周知のように、寛文四年（一六六四）將軍家綱の領知判物・朱印状および目録が諸大名に対して一斉に発給され、翌五年には公家・寺社に対しても判物・朱印状が頒布された。家康・秀忠・家光の三代にわたって、まぢまぢに発給されてきたものが、ここに統一的に同時に発布されたのであり、「寛文印知」といわれる。

「寛文印知」の意義につき、北島正元氏は家康死後幕政の一元化の完了とともにに整備された將軍朱印状制



（領地朱印状が將軍から発せられるという原則）の完成とみ「將軍朱印状の形式及び発行の手續きが整備し、以後の模範とされ」、「大名領知権が將軍の全国支配権に完全に包含されたという前提の上で、大名の領地に対する領有権の行使がゆるされたということの意味する。」とされる。<sup>(1)</sup>藤野保氏は外様大名の配置が前代末までに完了し、大名の定着・領国の固定に伴い、大名の領域・石高の一定、郡村の区画・領地の界目の確定に照応する政策であり、「領国単位・支配単位の全国土地所有権の掌握となったのであり」、「徳川幕藩領国体制確立を画する重要な意義を有する」とされる。<sup>(2)</sup>さらに藤井讓治氏は「すべての大名への同時の領知宛行状の交付は、將軍権力にとつて、將軍—大名の關係を個別的なものからより体制的なものとし、上位の権力としての將軍権力の強化・確立をもたらした。」とされる。<sup>(3)</sup>視角や評価の方法に差違があるものの、幕藩政治史において寛文印知に重要な意義を与えているといえよう。

本稿は、寛文四・五年（一六六四・五）の徳川家綱の大名・公家・寺社宛領知判物・朱印状・目録を網羅した写本『寛文朱印留』（上・下二冊、国立史料館編、史料館叢書1・2、東京大学出版会、一九八〇年）の校訂・解題作業に当たった筆者が、その作業の中から得た知見をもとに、いくつかの問題に分けて論述するものの一つである。総体的な課題は寛文印知の政治史的意義について述べるものであるが、個別の課題としては、領知判物・朱印状・目録の古文書学的検討（本稿）、寛文印知における地名なかなんぞく郡名と郡域の検討（別稿、平凡社「月刊百科」二二七号所載「江戸時代の郡名」、寛文印知を中心とする国郡別石高の数量的検討、寺社領支配の成立過程（以上未定稿）などを考えている。

右の如く、本稿は寛文四・五年の領知判物・朱印状の書式を中核に、その書札札の成立過程を主題にして寛文印知の政治史的意義の一面を探るものであるが、判物・朱印状等の書札札が完成されたと思われる綱吉時代のそれとして、「貞享御判物御朱印改記」（国立公文書館内閣文庫所蔵）を参考例として末尾に紹介しておく。

なお將軍代替わりごとに領知判物・朱印状を改め、新たに判物・朱印状・目録を発給する。これを継目安堵という

が、これの大名側の手続きの例としては、天明六年（一七八六）の家斉の御朱印改の実際について、陸奥棚倉藩小笠原佐渡守の記録を紹介した石井良助氏の論考を参照されたい。<sup>(5)</sup> また、三上参次・辻善之助・芝葛盛『社寺領性質の研究』<sup>(6)</sup>は王朝時代よりの社寺領を対象とし、後編江戸時代に於ける社寺領は朱印状の形式及び文言および権利関係につき述べたもので、社寺領の性質確定を主題としており、本稿に先行する古文書学研究とは必ずしもいえない。

注

(1) 北島正元「江戸幕府の権力構造」三三二—三三頁

(2) 藤野保「新訂幕藩体制史の研究」四四三頁

(3) 藤井讓治「家網政権論」(松本四郎・山田忠雄編「元

禄 享保期の政治と社会」第二章五二頁—講座日本近世史<sup>4</sup>)

(4) 「武家殿制録」巻四九(石井良助編「近世法制史料叢書」3二四—二五六頁)には、禁裏・門跡・公家・武

家・寺社・神官に宛てた御内書・奉書の書式が、宛所の

格式・官位別に示されている。領知判物・朱印状の書式および書札札と関連が深いが、本稿においては当面考察の対象から省いた。

(5) 石井良助「大名の御代替朱印改について—棚倉藩の場合—」(牧健二博士米寿記念「日本法制史論集」三七九—四二四頁)

(6) 「東京帝国大学文科大学紀要」第一

## 一、寛文印知の実施

寛文四年（一六六四）三月五日、奏者番小笠原長矩（三河国吉田四万石・小姓永井尚庸（河内国の内二万石）に大名領知朱印の奉行を命じ、十五日次のような「御朱印被下候ニ付御触書」<sup>(1)</sup>が發せられた。

覚

一 壹万石以上之面々江、今度領知之御朱印可被下旨、依之小笠原山城守、永井伊賀守奉行被仰付候事

一 御代々御朱印所持之面々ハ、御朱印ニ写を差添、右兩人御朱印拝見之上、写を可被相渡、勿論国郡鄉村之高辻

注帳面可被差上之、又御朱印無之衆ハ、国郡鄉村領知之高委細書注之、兩人江可被渡之事

一御朱印之外、御加増拝領、或御朱印有之而所替候面々、或御朱印高之内領地わかり候面々、其旨趣書注之、兩人迄可被差上之事

右之外可被相伺候ハ、兩奉行江可被承者也

三月十五日

かくして、大名宛の領知判物・朱印状および目録は、そのほとんどが寛文四年四月五日付をもって発給された。そして四月二十八日から八月二十六日まで、江戸城中において直接にあるいは名代に手交された。四月二十八日松平光長ら一三人、二十九日松平(池田)光伸ら一人、五月十六日松前高広、二十二日松平(前田)綱紀ら八五人、閏五月二十六日日本多利長ら四人、六月三日保科正之ら九四人、九日朱印状発給の奉行小笠原長矩、永井尚庸、二十一日酒井忠義ら二人、七月十一日松平直政ら四人、八月二十六日水谷勝宗・本多忠晴の二人、合計二一九人である。<sup>(2)</sup>

ところで、領知判物・朱印状手交までの期間に変動のあった大名一〇人についてみると、判物・朱印状交付以前變動の七人は變動後のものが発給され、すでに手交済みの三人はそのままとした。變動後発給の七人は、久世広之<sup>(3)</sup>、戸田忠昌<sup>(4)</sup>・三宅康勝<sup>(5)</sup>・松浦鎮信<sup>(6)</sup>・相良頼喬<sup>(7)</sup>・本多忠晴<sup>(8)</sup>・水谷勝宗<sup>(9)</sup>であり、手交済みの三人は上杉綱勝<sup>(10)</sup>・立花忠茂<sup>(11)</sup>・土屋数直<sup>(12)</sup>である。

大名宛の領知判物は五一通、朱印状は一六八通、合計二一九通であるが、領知目録は先の上杉氏宛のものが発給されず、松前高広には朱印状のみであるので二一七通となる。発給された大名数は内分分家七人を加えると二二六人である(他に内分分家旗本五家がある)。領知判物・朱印状発給のなかった大名は、甲府徳川綱重(二十五万石)・館林徳川綱吉(二十五万石)・尾張徳川光義(光友、六十一万九千五百石)・紀伊徳川頼宣(五十五万五千石)・水戸徳川光圀(二十八万石)の徳

川五家と、伊予宇和島伊達宗利・同吉田伊達宗純である。いわゆる徳川三家に対しては、近世を通じて慶長十三年（二六〇八）八月尾張徳川義利（義直）に与えた尾張一國知行宛行の秀忠判物<sup>13</sup>以外の領知判物交付はなかつた。従つて交付に洩れた大名は伊予の伊達兩家である。宇和島の伊達秀宗は明暦三年（一六五七）七月二十一日の致仕に際し、十万石のうち宗利に七万石、宗純に吉田三万石を分知した。そして家綱判物下付に先立ち、宗利は十万石一紙にするようお願い、宗純も別紙で朱印状下付を願ひ出たために、結局兩方とも下付されないままに終つた。<sup>14</sup>なおこのほか肥前小城・蓮池・鹿島の鍋島支藩は佐賀鍋島光茂領石高のうち、長門長府・周防徳山・長門清末・周防岩國（吉川）の毛利支藩は長門萩毛利綱広領石高のうち、肥後宇土の細川支藩は熊本細川綱利領石高のうちに含まれて発給され、常陸額田・保内の水戸徳川光圀領新田藩、美作宮川の津山森長継領新田藩にも当然朱印状の発給はなかつた。

#### 覚

一 御当家御三代之 御朱印所持之寺社之輩勿論、御兩代之御朱印頂戴之分迄、不依寺社領之高下ニ、継目 御朱印可被下之事

一 御一代之 御朱印頂戴之寺社領は、先五拾石以上之分 御朱印可被下事

一 寺領無之、境内許之 御朱印雖在之、於一宗之本寺ハ、継目 御朱印可被下之事

右之通、被 仰出候間、面々領分有之寺社之輩、今年六月中江戸え、先御代之 御朱印持參候様ニ可被相触之候、紙面之外は、重て可為御沙汰之間、不及參府之旨堅可被申渡之者也

三月（御当家条例）は寛文五年巳年三月朔日

すなわち、徳川家二、三代の朱印状所持寺社は全部、一代のみは五〇石以上、寺領がなく境内ばかりの朱印状であっても一宗の本寺には朱印状が頒布されることとなった。

寺社領については、寺社奉行井上正利（常陸笠間五万石）加々爪直澄（遠江掛塚一万石）の二人、公家領については老中稲葉正則（相模小田原九万五千石）がそれぞれ奉行となり、朱印状改めや頒布の事務を総括した。<sup>(16)</sup>

寛文四・五年の大名・寺社・公家の判物・朱印状・目録の符案と訂正は、命によって右筆支配久保吉右衛門正之、その子右筆久保五兵衛正永、同金左衛門正貞が行った。大名宛の判物・朱印状の筆者となった右筆は一人、公家・寺社宛の筆者はこの一四人を含めて二十五人にのぼる（表1参照）。<sup>(17)</sup>このほか儒者の林春信と人見友玄宜卿が判物・朱印状等の校合、文字の僉議のために奉行に添えられ、右筆らとともに勤めたものと推測される。<sup>(18)</sup>

かくして同年八月八日から翌六年五月二十四日の自証院まで十数回に分けて相継いで朱印状が頒布された。<sup>(19)</sup>その通数は、公家九七通（判物一四通・朱印状八三通）・門跡二七通（判物三通・朱印状四通）・比丘尼二七通・院家一二通・神社三六五通（以上すべて朱印状）・その他の寺院一〇七六通（判物四通・朱印状一〇七二通・その他（集物）七通、大名を含めた合計一八三〇通（判物九二通・朱印状一七三八通）であった。<sup>(20)</sup>なお表2はこの宗派別集計に石高集計をも加えたものである。

右の判物・朱印状通数は徳川家一代の朱印状所持で五〇石以下の小寺社を含んでいないことは当然として、当時の公家を網羅しているであろうか。不良の挙動によつて安芸浅野家に預けられた滋野井教興とその実子で五辻俊仲の養子となった英仲に対しては判物の下付がなかったが、貞享二年（一六八五）の公家宛判物・朱印状一〇七通との差一〇通についてみても、寛文七年に復活した有栖川宮や、新家の広幡・醍醐家などであつて、寛文五年の公家領判物・朱印状には洩れがなかったと考えられる。

寛文印知から洩れた主要な寺社としては、日光山東照宮・大猷院廟領一万三千六百三十石八斗六升九合（明暦元年家

表 1 寛文4・5年領知判物・朱印状筆者別通数

筆 者	大名	門跡	公家	比丘尼	計	役 職	褒 賞	銀
久保吉右衛門正之	12	6	3		21	右筆支配	時服3・金2	銀50枚
久保五兵衛正永	18	5	5		28	右筆	" 2・"2	30
久保金左衛門正貞	14	2	7		23	"	" 2・"2	30
大橋長左衛門重政	16	2	3		21	"		30
建部伝右衛門直昌	17	2	3		22	"		30
飯島七兵衛貞勝	16	3	3	1	23	"		30
森新兵衛正勝	16	1	4		21	"		20
小嶋久左衛門重俊	15		5		20	"		20
神尾小左衛門高久	16	1	3		20	"		20
大橋左兵衛重為	16		4	1	21	"		20
杉浦伊右衛門勝成	15		4		19	"		20
渡辺七郎兵衛年綱	15	1	3		20	"		20
建部与兵衛直恒	15		4	1	19	"		20*
杉浦半左衛門為勝	16	3	4	1	24	"		20
鈴木甚五左衛門重勝			4	1	5	"		20
井出五左衛門正良			4		4	"		20
小嶋次郎左衛門重貞			3	1	4	"		20
松野文右衛門資匡			4		4	"		20
渡辺伝四郎虞			4		4	"		20
水野伊兵衛某			3		3	"		20
加茂宮庄右衛門直房			4		4	"		20
中村平右衛門重仍			4		4	"		20
斎田久太郎某			4		4	"		20
建部惣右衛門昌英			4		4	"		20
大河内一郎右衛門朝綱			4		4	"		20
通 数 計	217	26	97	6	346			

(注) 『寛文朱印留』に筆者名記載あるもののみ、同書の水谷勝宗・本多忠晴朱印状・東本願寺宛判物に筆者記載欠 \*褒賞の時服・金は寛文4年6月28日、銀は寛文5年9月23日付(『御宮目次記』)、\*印は『寛政重修諸家譜』では30枚

判物)・久能山東照宮領三千石(寛文四年家綱判物)をはじめ、近江滋賀院・摂津多田院・三河鳳萊寺・越前永平寺・出雲大社などがあつた。門跡・比丘尼・院家を含めた寺社の寛文五年頒布朱印状数は一五〇七通であり、貞享二年の通数は四五三五通であるから、三三・二%となり、全朱印寺社数の三分の一が寛文五年に判物・朱印状の頒布を受けたことにならう。

表 2 「寛文朱印留」判物・朱印状通数と石高集計

	史料番号	通数	石高	永高
大門	1 ~ 219	219	16,071,844.石 <sup>2949</sup>	貫文
名跡	220 ~ 247	27	27,388.8	
公家	248 ~ 346	98	37,861.4	
諸社	347 ~ 713	365	83,975	865,200
浄土宗	714 ~ 867	154	13,054.22	13,600
日蓮宗	868 ~ 953	86	3,399.43	15,450
受不施	868 ~ 913	46	1,528.3	15,450
不受不施	913 ~ 922	9	780.4	
勝劣	923 ~ 953	31	1,090.73	
真言宗	954 ~ 1179	226	39,830.59	
新饑(含本山伏)	954 ~ 1076	123	8,809.59	
古儀	1077 ~ 1179	103	31,021	
天台宗	1180 ~ 1300	119	35,233.9	9,600
相宗	1301 ~ 1305, 1347	6	3,763	
時宗	1306 ~ 1346	41	3,253.2	2,500
律宗	1348 ~ 1380	33	2,894.37	21,300
一向宗	1381 ~ 1397	17	1,436.3	
曹洞宗	1398 ~ 1658	261	7,812.7	
総寧寺派	1398 ~ 1511	114	4,697.78	
竜穩寺派	1512 ~ 1564	53	1,297.6	
大中寺派	1565 ~ 1582	18	198	
可睡齋派	1583 ~ 1658	76	1,619.32	
臨濟宗	1659 ~ 1790	131	18,967.28	272,710
五山派	1659 ~ 1723	65	10,977.28	272,710
大妙方徳心寺	1724 ~ 1790	66	7,990	
比丘尼家	1791 ~ 1817	27	4,428.9	
院集物	1818 ~ 1829	12	951.4	112,380
集物	1830 ~ 1836	7	3,002	
総計		1830	16,358,996.78	1,312,740

(注) 史料番号は「寛文朱印留」のもの、重複の寛永寺(220, 1180)、楽人(346, 1834)の通数・石高は門跡・集物に入れてある。「石高」の余は加えていない。

注

(1) 「徳川禁令考」前集第四、二三八七。なお「柳營日次記」(国立公文書館内閣文庫所蔵)ではこの覚は三月五日付で七日に発せられている。

(2) 「徳川実紀」第四篇。合計では二一八人となるが六郷政勝の記載漏れであり、「柳營日次記」には「六郷伊勢守」の名が記されている。

(3) 久世広之、四月八日二万石加増四万石、朱印状四月八日付、目録五月八日付、六月三日手交。

(4) 戸田忠昌、五月九日一万石加増、肥後富岡二万石、朱印状・目録五月二十五日付、閏五月二十六日手交。

(5) 三宅康勝、五月九日三河田原転封、五月二十五日付、閏五月二十六日手交。

(6) 松浦鎮信、五月二十三日松浦信貞に千五百石分与六万七千七百石となる。五月二十五日付、六月三日手交。

(7) 相良頼寛閏五月七日致仕、長子頼翁家督、六月一日付、三日手交。

(8) 本多忠次五月十八日卒、七月十八日弟忠晴遺領継ぐ。七月二十七日付、八月二十六日手交。

(9) 水谷勝隆閏五月三日卒、七月十八日長子勝宗遺領四万八千石、二子勝能二千石分知、朱印状・目録日付不明

〔寛文朱印留〕に月日欠く、八月二十六日手交。

(10) 上杉綱勝(出羽米沢三十万石) 閏五月七日急死、判物四月五日付、五月二十二日手交。六月五日甥吉良景倫末

領知判物・朱印状の古文書学的研究(大野)

期養子、半知十五万石家督相続許可。領知目録は交付されず。

(11) 立花忠茂閏五月七日致仕、子鑑虎遺領を継ぐ。判物五月二十二日既手交。

(12) 土屋數直、六月十三日五千石加増一万五千石、朱印状六月三日既手交。

(13) 中村孝也「徳川家康文書の研究」下巻之一、五二〇頁。初めて綱吉朱印状が下され、宇和島伊達宗利にも判物が下されたが、石高は七万石と思われる(「徳川実紀」第五

篇、後掲「貞享御判物御朱印改記」。宗利の子宗賢は執拗な運動の結果、元禄九年(一六九六)七月八日、新田高を結んで十万石とし、判物が下されたのである(伊達

文化保存会所蔵宇和島伊達家文書「御高直控」)。

(14) 吉田伊達宗純には貞享元年(一六八四)九月二十一日

(15) 「御触書寛保集成」六九五、「御当家令条」五五

(16) 国立公文書館内閣文庫所蔵「御朱印帳」一

(17) 「寛文朱印留」記載筆者名による。

(18) 寛永十三年(一六三六)十月十七日、三河大樹寺はか

諸寺諸山の僧徒社人に朱印状が交付されたが、その文はみな儒役林道春信勝が議定したとあり(「徳川実紀」第三篇、貞享の継目安堵においても林春常信篤・人見友元宜卿が関与しているので(「徳川実紀」第五篇)。「貞享御判物御朱印改記」、寛文四年六月二十八日の二人の褒賞は(「徳川実紀」第四篇)このことを立証するものである。



る。なお同五年九月二十三日には右筆のほか朱印押捺をした細工頭矢部四郎兵衛も銀二〇枚を賜わっている(柳菅日記)。

(19) 「徳川実紀」第四篇。

(20) 「寛文朱印留」には一八三六の判物・朱印状等が収載

されているが、四通は下知状・覚・願書であり、寛永寺・楽人領は重複しているので一八三〇通となる。なお寺領目録付が二、配当日録付が一、寺領目録そのものが朱印状となるものもあり、伊勢両宮法度二通も朱印状である。

## 二、徳川歴代の領知安堵

家康以降徳川氏歴代の大名・公家・寺社に対する領知安堵(印知)年月日は表3に示した如くである。

家康の寺社領寄進状のうち最も年代の遡るのは、弘治二年(一五五六)六月二十四日、三河大仙寺に与えた寺領寄進状ならびに禁制で「松平次郎三郎」名の黒印状である。しかしこれは条書であり禁制を本質とみた方がよい。ついで永祿元年(一五五八)七月十七日三河六所大明神主宛の社領安堵状「元康」判物である。これに続き同二年十一月二十八日三河大浜郷惣寺領(常行院等七か寺)寄進状で「藏人佐元康」判物である。家康朱印状初見は永祿十二年七月遠江見付枳屋宛定書で、所領安堵状の最古は天正二年(一五七四)三月四日三河大恩寺領寄進状である。以後、「福德」印文の朱印状が時折使用されるが、同十年甲斐武田勝頼攻撃滅亡に続き甲信経略に乗り出すと、甲斐の武田遺臣や寺社への所領寄進・安堵が行われ、十一年四月にも寺社領安堵を行うが、判物とともに朱印状が増えてくる。天正十八年(一五九〇)八月の関東入部により、関東諸寺社に対する大量の領知安堵がなされ、とりわけ翌十九年十一月付の判物・朱印状なかんずく朱印状の大量発給がなされた。<sup>(7)</sup> 朱印印文は「福德」である。関が原の戦に勝利の後、慶長五年(一六〇〇)十一月十六日興福寺領を安堵し(朱印状、印文「忠恕」)<sup>(8)</sup>、同七年には畿内の寺社領を安堵した(目付次行「内大臣」位署判物または朱印)。翌八年二月征夷大將軍の宣下を受けると、朱印状はほぼ日付上部捺印となる。同十年將軍職を秀忠

表 3 徳川歴代の領知安堵 (印知) 年月日

代	将軍	将軍宣下年月日	大名領印知年月日	公家領印知年月日	寺社領印知年月日
1	家康	慶長 8 (1603). 2. 12			
2	秀忠	慶長10 (1605). 4. 16	元和 3 (1617) 他	元和 3 (1617). 9. 7~11	元和 3 (1617) 他
3	家光	元和 9 (1623). 7. 17	寛永11 (1634). 8. 4他	——	寛永13 (1636). 11. 9他
4	家綱	慶安 4 (1651). 8. 18	寛文 4 (1664). 4. 5	寛文 5 (1665). 11. 3	寛文 5 (1665). 7. 11他
5	綱吉	延宝 8 (1680). 8. 23	貞享元 (1684). 9. 21	貞享 2 (1685). 6. 11	同左
6	家宣	宝永 6 (1709). 5. 1	正徳 2 (1712). 4. 11	——	——
7	家継	正徳 3 (1713). 4. 2	——	——	——
8	吉宗	享保元 (1716). 8. 13	享保 2 (1717). 8. 11	享保 4 (1719). 5. 21	享保 3 (1718). 7. 11
9	家重	延享 2 (1745). 11. 2	延享 3 (1746). 11. 11	延享 4 (1747). 8. 11	同左
10	家治	宝暦10 (1760). 9. 2	宝暦11 (1761). 10. 21	宝暦12 (1762). 8. 11	同左
11	家斉	天明 7 (1787). 4. 15	天明 8 (1788). 3. 5	天明 8 (1788). 9. 11	同左
12	家慶	天保 8 (1837). 9. 2	天保10 (1839). 3. 5	天保10 (1839). 9. 11	同左
13	家定	嘉永 6 (1853). 10. 23	安政 2 (1855). 3. 5	安政 2 (1855). 9. 11	同左
14	家茂	安政 5 (1858). 12. 1	安政 7 (1860). 3. 5	——	万延元 (1860). 9. 11
15	慶喜	慶応 2 (1866). 12. 5	——	——	——

(注) —— は印知のないことを示す。

に譲った後も領知安堵状を發給し、元和元年(一六二五)七月二十七日に山城など畿内の寺社に多量の安堵状を出している。これは大坂の陣後の対策として注目されよう。なおこのさい主要寺社には朱印状(印文「惣家康」)、

彼は黒印状を用いている。いっぽう、秀忠は慶長十三年(一六〇八)七月十七日延暦寺に黒印状を發したほか、いくつかの安堵状・寄進状を發しているが、原則として黒印状を用い、家康の死の翌元和三年に集中的に判物・朱印状を發給した。寛文の大名宛領知判物・朱印狀記載の先判では五月から九月まで一〇家、公家・門跡に対しても

九月七・九・十・十一日に判物を集中して頒布し、寺社に対しても二月から九月にかけて朱印状を發したものが多し。秀忠は家光に將軍職を讓つた元和九年以後も寛永七年（一六三〇）まで朱印状を發し、家康の例に倣っている。

家光は秀忠の死の翌寛永十年から領知安堵を開始し、大名に対しては寛永十一年八月四日、寺社に対しては同十三年十一月九日に集中的に大量安堵を行った。<sup>10</sup> 幾つかの寺社には寛永末年から正保年間に朱印状を發したが、慶安元年（一六四八）二月二十四日付から翌二年十月二十四日付の朱印状を作成し、慶安元年三月十七日から二年十一月二十九日間に約三二五〇通が寺社に頒布された。<sup>11</sup> 通数は寛永十三年より多いが、五〇石以下の小寺社と遠国の寺社に対する新知が多い。なお家光は公家領の印知は全く行わなかつた。

家綱は、大名に対しては寛文四年四月五日付（手交前變動のあつた七人を除く、公家には同五年十一月三日付、門跡・比丘尼・院家には同年九月二十一日と十一月三日付、寛永寺と仙波喜多院無量壽寺には八月十七日付、増上寺は八月二十四日付、石清水八幡宮には八月十五日付であるが、大多数の寺社（二四二通）には七月十一日付で朱印状を頒布した。なお天台宗の三寺は所領改替により九月二十一日付、薬人は最も早く五月二十六日付で頒布したが、日蓮宗不受施派に対しては弾圧が行われ、証状を提出した寺院および改宗寺院には、遅れて十二月二日と翌六年正月十七日付で頒布があつた。<sup>12</sup> このように發給日付、手交日付の差があるものの、判物・朱印状の一斉發給という原則は貫かれた。しかし五〇石以下の小寺社への頒布は遂になかつた。家光は慶安元・二年に小寺社への朱印状頒布を行っているので、家綱も後れて実施する予定をもつたのかもしれない。

綱吉は貞享元年（一六八四）六月の触書にもあるように、徳川家一代のみ所持でたとえ境内ばかり安堵の小寺社といえども、すべての朱印寺社に継目安堵を行うことにし、大名・公家・寺社等總數四八七八通の判物・朱印状が貞享元・二年に頒布されたのである。

家宣は宝永七年（二七二〇）十二月、大名領の印知（<sup>14</sup>継目安堵）を令し、正徳二年（二七二二）四月十一日付の判物・朱印状二三〇通を同月十九日に手交した。<sup>15</sup> また宝永八年三月に寺社領、<sup>16</sup> 四月寺社以外の朱印所持者、<sup>17</sup> 十二月（改元、正徳元年）万石以下の領知郡村の改めを令したが、寺社・旗本の印知は実施をみぬうちに翌二年十月家宣は死去した。次の家継は夭死したため、朱印状発給も準備も一切なかった。

吉宗は享保元年（二七二六）九月大名領の、十一月寺社領の印知を令し、<sup>19</sup> 大名には同二年八月十一日付、寺社には三年七月十一日付、公家には四年五月十一日付で一斉に判物・朱印状を発給した。朱印状文言には先判の年月日を記さず、すべて「依当家先判之例」とし、以後の歴代將軍は全く吉宗の例に倣った。しかも吉宗以降の印知は將軍宣下以後はば二年以内になされることになった。

家茂は公家領の印知を行わず、寺社領の印知は東海・関東・陸奥の寺社に留まったのであり、最後の將軍慶喜は一切の印知がなかった。

#### 注

- (1) 中村孝也「徳川家康文書の研究」上巻、二二頁
- (2) 同右二九頁
- (3) 同右三二頁
- (4) 同右一四五頁
- (5) 同右二〇九頁
- (6) 同右二九三頁以下
- (7) 同右・「諸国寺社朱印状集成」および「寛文朱印留」先判による。関東では家康入部の翌天正十九年石高制による検地が多くなされるが、秀吉の御前帳徴収に触発され

領知判物・朱印状の古文書学的研究（大野）

た政策であり、その結果石高により寺社朱印状発布となつたといえよう（秋沢繁「天正十九年豊臣政権の御前帳徴収について」—「論集中世の窓」）。

- (8) 国立公文書館内閣文庫所蔵
- (9) 「諸国寺社朱印状集成」一五〇頁
- (10) 「寛文朱印留」(下)における先判では八二一通を数える。
- (11) 「徳川実紀」第三篇
- (12) 不受不施派小湊誕生寺・碑文谷法華寺・小松原鏡忍寺・依智妙純寺と勝劣に転宗した鷲巢鷲山寺に対し、越

後妙法寺とともに十二月二日付で朱印状が頒布された。

自証寺(自証院)は天台転宗後十二月二日付、平賀本土

寺・雑司谷法明寺が芦浦観音寺とともに翌六年正月十七

日付で頒布されているが、その後証状を提出したものであろう(「寛文朱印留」下、史料番号九一三一九二二、九五三)。

(13)

「御触書寛保集成」六九七・「貞享御判物御朱印改記」

### 三、判物・朱印状の書式の検討

寛文四・五年の領知判物・朱印状の料紙は大高檀紙を用い、堅紙の形状である。料紙の大きさは、津輕信政宛朱印状(「寛文四年四月五月付、口絵写真」)は縦一尺五寸三分(四六・四センチ)、横二尺一寸七分(六五・九センチ)、厚さ〇・三五ミリである。また山城万福寺宛朱印状(同五年七月十一日付)は縦一尺五寸四分・横二尺一寸六分、山城大覚寺宛判物(同五年九月二十一日付)は縦一尺五寸四分・横二尺一寸八分で、ほぼ同じ大きさである。本紙は八つ折とし、上巻紙に入れる。上巻は友紙すなわち大高檀紙を二つに折りさらに三つ折(左側の折り返しは狭い)とし、上下を折り返し、中央下部に宛所を記す。<sup>(3)</sup>

このような荘重で格式ばった形式は、発給者である將軍の權威を示すものである。文書形式としては、室町幕府発給の御判御教書や寄進状の系譜を引くものと考えられる。御判御教書とは、將軍みずからが差出人となっている直状である。御教書はほんらい奉書形式の一種であったという歴史が閑却され、將軍の発給文書に対する敬称の意味に転用された。<sup>(4)</sup> 御判御教書は將軍の判物であるが、書止めは「状如件」であり、上島有氏の説に従えば、(一)日下花押また

(14) 「御触書寛保集成」六九八

(15) 「徳川実紀」第七篇

(16) 「御触書寛保集成」六九九

(17) 同右七〇〇

(18) 同右七〇一

(19) 同右七〇一・七〇二

は署判の御教書、(二)宛所記入式袖判御教書、(三)奥署判の御教書、四宛所内包式袖判御教書の別がある。(一)は寺社の門跡・長老あるいは公家に対して所領・所職安堵のほか、祈禱命令・寺格付与など日常的連絡にも用いられ、義満の初世に日下署判、永徳以降は日下花押となる。尊氏・義詮の時代に比較的よく用いられた御内書に代わり出現した。(二)は(一)の変形で、武士に宛てられ所領安堵にも用いられた。直義・尊氏は武士の所領安堵に袖判下文を使ったが、義詮親政期には日下花押の御判御教書が用いられ、義満後半期に四に吸収されていく。(三)は、下知状が義満前半期に実質的な役割を終え、これに代わって出現し、所務相論の裁許に用いられるようになる。寺社本所領の安堵権を室町幕府が明徳末年に掌握するとともに成立した下文様文書である。これは応永八年(二四〇一)ごろから四に変換する。四は袖判下文の変化したもので、義満初政から用いられた。宛所が本文中に含められ、武士に対して所領安堵・課役免除・恩賞宛行や時に裁許にも用いられた。寺社への寄進状は尊氏初期のものは日下署判、のち奥下署判の形式となった。義満もこの形式を用い、永徳元年(二三八二)内大臣に任じるとともに奥上署判とさらに尊大な形式を用いた。義持・義教の時代になると(二)はなくなり、(一)・(三)・(四)に限られる。そして(一)の宛所は寺社門跡・長老または公家に限定、(三)は寺社の所領・所職安堵・課役免除、(四)は武士の守護職補任、所領の安堵・預置に使用される。発給数も減少し、用法も固定化の傾向にある。

なお室町將軍が禅寺のうち、五山・十刹・諸山の三段階の官寺の住持職任命の辞令として作成する公帖(公文)があり、御判御教書の一種である。檀紙に四行に書き縦に四つ折にして上封をかける(諸山の帖には上封なし)。公帖は秀吉も継承し、江戸時代においても歴代將軍が発給した。天龍寺・南禅寺は、

天龍寺住持職事、任先例可被執務之状如件

安政二年十二月十七日内大臣(家定花押)

領知判物・朱印状の古文書学的研究(大野)

玄洲和尚

五山には、

円覚寺住持職事、任先例可被執務之状如件

嘉永三年十二月十日左大臣(家慶朱印)

周忠西堂

十刹には、

臨川寺住持職事、任先例可令執務之状如件

天保十年七月十二日左大臣(家慶黒印)

周忠西堂

諸山には、

景德寺住持職事、任先例可執務之状如件

天保十年六月廿日(家慶黒印)

周忠首座

の如く、位階によって多少の文言の相違と、將軍の位署花押・位署朱印・位署黒印・黒印のみの差別があった。<sup>(6)</sup>  
戦国大名の宛行状・安堵状は判物・奉書・印判状(直状・奉書)と多様である。元来は將軍から大名宛の所領宛行や安堵の判物にならったものであるが、各大名とも固有の宛行状・安堵状形式を確立させるまでに至っていない。ただし印判状が成立したことで、宛行・安堵の対象が目録化されて簡条書のもので出現したことに特色がある。この知行目録は、当初は宛行状・安堵状の別紙添書であったものが、順次簡略化され、これだけで知行宛行状の役割を果たす

こともある。

織田信長が用いた印判状（印文「天下布武」）の初見は、永禄十年（二五六七）十月の兼松又四郎宛知行安堵状であるが、豊臣秀吉の印判状初見は天正十一年（二五八三）八月の役銭請取状、そして寺社寄附状に用い始めたのは同十三年十一月である。信長が文書に朱黒印を捺したことは、当時東国大名間で盛行していたもので、敢て珍らしいことではない。しかも信長は頭初から折紙を用い、本来武家の棟梁が直接出す文書の形式ではないにもかかわらず、蔑されることなく、次の秀吉の時代にはますます盛んに用いられるに至り、ここに折紙に関する書札が一変した。

秀吉の大名宛領知宛行状は、天正期においては一国宛行は判物、他は朱印状と大凡区別しうる。しかるに降って文禄四年（二五九五）六月二十九日の島津義弘宛のものは、折紙・朱印状・書止め「者也」となって疎略となっている。これは秀吉の地位の昇進によるものであらう。

寺社に対する秀吉の寄附状は天正十三年十一月二十一日のものが多く、料紙はいずれも折紙、付年号・日下朱印、書止めは「状如件」「候也」の両様である。しかし、大徳寺・青蓮院・大覚寺・東寺・東福寺宛のものは花押のみの判物で、うち門跡である青蓮院・大覚寺は宛所に「殿」の敬語を付してある。

右三様の形式の中、判物が最も鄭重で、次が書止め「状如件」の朱印状、そして書止め「候也」の朱印状の順となる。しかしいずれも料紙は折紙である。以上、知行方に関する文書はもと判物のみであったが、諸家宛は天正十三年九月から、寺社宛は同十一月から、ほとんど同時に朱印状が出現し、判物・朱印状が併用され、寺社宛は直ちに大抵朱印状に限られた。しかるに諸家宛のものは、その内容が一国領主の知行宛行というような場合は、なお永く判物を用いる場合があった。そのさい知行目録は別紙添状という性格から朱印状が用いられた。そして秀吉の地位が向上するにつれて、薄礼の書式をさらに薄礼のものへと変えて用いたのである。<sup>1)</sup>



次に徳川家康の領知判物・朱印状の形式について検討を加えよう。検討の材料は、国立公文書館内閣文庫所蔵の「徳川家判物并朱黒印」<sup>(8)</sup>と埼玉県立浦和図書館(現、埼玉県立文書館)編『諸国寺社朱印状集成』である。

「徳川家判物并朱黒印」二八五家(寺社)二六八〇通のうち、家康の判物・印判状は六八通(判物一四通・朱印状四五通・黒印状九通)である。判物は永禄七年(一五六四)五月から慶長七年(一六〇二)八月まで、朱印状は慶長七年六月十八日から元和元年(一六一五)七月二十七日まで、黒印状は慶長七年八月六日一通、十五年四月二十日二通、元和元年七月二十七日六通となっている。秀忠に將軍職を譲った後でも朱印状四通・黒印状八通あり、家康・秀忠並んで寺社領の安堵・寄進をしているが、秀忠は家康在世中は朱印状を用いることなく、判物・黒印状を使用した。<sup>(9)</sup>

西角井家所蔵『諸国寺社朱印状集成』収載の家康判物八通・朱印状三〇通のうち、天正九年(一五八二)十二月六日付三河国幡豆郡西条内小寺六箇所宛は折紙・付年号・日付上朱印(印文、福徳、書止め「仍如件」)であるが、同十年甲斐国一蓮寺・竜華院宛は判物・堅紙である。そして同十一年四月の甲斐国四寺社宛は堅紙・日下朱印(福徳)・付年号である。天正十九年十一月付武蔵国五寺・相摸国一四寺社・上総国二寺・上野国一寺宛の二二通は、<sup>(10)</sup>折紙・付年号・日下朱印(福徳)、書止め「仍如件」で、文言中「寺中可為不入」の語がある。天正十九年十一月の朱印状大量頒布は、家康の関東入部の翌年であるが、秀吉の「御前帳」徴発の命により、早急に石高制創出のための検地の結果に基づくものであり、相摸鎌倉郡三寺を除いては、石高によって宛行われている。將軍となった慶長七年六月十六日付三河善国寺宛と八年八月二十六日付同国舞木八幡宮宛は堅紙・書下年号の朱印状(印文、源家康)となる。その他の判物は堅紙を用いており、相摸青蓮寺(二五石)以外は一〇〇石以上である。

また『竹橋余筆』所収の寺社宛家康判物・印判状二〇通(判物三通・朱印状一五通・黒印状二通)のうち、天正十九年十一月付朱印状一二通はすべて折紙・付年号で五〇石以下の小寺社である。

以上を総括すると、家康は秀吉に比して堅紙の判物を多く用い、書止め文言も比較的厚札である。すなわち五〇石以上の神社に対しては、堅紙・書下年号・日下署判〔内大臣源朝臣〕花押あるいは將軍宣下後は日下花押を用い、書止めは「仍如件」または「状如件」を用いた。ただし天正十九年十一月の五〇石以下の小神社に対しては折紙・付年号の朱印状、書止め「仍如件」で宛所は本文に内包されている。しかし慶長四年二月十日の小神社宛朱印状を除いては折紙が姿を消し、堅紙・書下年号を用いるようになる。

これに対し、秀忠・家光は判物使用が特定され、日下朱印が一般的となる。書止めは「状如件」「者也、仍如件」を两用している。ただし家光の慶安元・二年発布の朱印状はほぼ日付次行朱印であるが、遠国の大神社宛は日下朱印である。

神社宛領知判物・朱印状の書式の時期的変遷について二、三の例をあげよう。

まず山城愛宕郡清水寺の例を口絵に写真版(3)~(8)としてかかげた。<sup>(11)</sup>元和元年家康黒印状(印文、源家康、同三年秀忠朱印状(印文、忠孝)、寛永十三年家光朱印状(印文、家光ともに宛所があり、日下朱印であるが、家康のものは慈心院領が末尾にあるせいか、書止め「仍如件」、他の二は「状如件」で、秀忠・家光の方が厚札である。家綱朱印状は日付次行朱印、書止め「者也、仍如件」と下り、綱吉朱印状も全く同じである。吉宗朱印状は書止め「状如件」と上がっており、以後変化はない。

武蔵足立郡大宮(氷川神社、三〇〇石)宛は、慶長九年三月十五日家康判物が、書止め「状如件」、文中「神供祭礼修造等不可有懈怠」の語があるのに対し、元和三年五月十四日秀忠朱印状は日下朱印(印文、忠孝)に下るが、書止めは「如状件」である。慶長のような文中の文言もなくなる。寛永十三年十一月九日家光朱印状は秀忠と同書式であり、寛文五年綱吉朱印状は日付次行朱印、書止め「者也、仍如件」と薄札になるが、宝暦十二年八月十一日家治朱印状は書

止め「状如件」となっている<sup>(12)</sup>ので、多分吉宗の時この書式に改められたのであろう。

同郡三仏寺(三〇石)の場合、家光朱印状は日下朱印、書止め「者也、仍如件」、宛所があるが、家綱朱印状は日付次行朱印、書止め「者也」と下り、以後変化はない<sup>(13)</sup>。

さて寛文四年の大名宛家綱判物・朱印状を大名の官位・石高別に、判物・朱印状の別と書止め文言・敬語(殿文字)との対応関係を示すと次のようである。

(史料番号)	(判物・朱印状別)	(書止)	(敬語)	(官位)	(石高)
一	判物(御字御判)	全可被領知之状如件	殿	三位中将	一〇万石以上
二・三	" (御判)	"	"	四位中将	"
四~一〇	"	全可令領知之状如件	"	四位少将	"
一一~三・五	"	全可領知之状如件	とのへ	四位侍従	"
四~六	"	"	"	"	一〇万石以下(老中・所司代)
七~四	"	全可令領知者也、仍如件	"	四位無官	一〇万石以上
三~五	"	"	"	五位無官	"
五~四	朱印状(御朱印)	"	"	四位無官	一〇万石以下
五~三九	"	全可領知者也、仍如件	"	五位無官	"

(史料番号は「寛文朱印留」のもの)

右のように一〇万石以上または四位侍従以上は判物、一〇万石以下の四・五位無官(諸大夫も)は朱印状と分かれ、

三位中将以上は諱が日下に加わる。書止め文言も位階的に区別があり、殿文字は三位中将は「𠄎」、四位中将・少将は「𠄎」、侍従以下は「とのへ」となる。宛所の高下は後の貞享の例や二、三の寛文の正文から類推すると、三位中将は「三」の字が日付の「五」と同じ高さ、四位中将は単に「中将」と記し、「中」が「五」と同じ高さ、「越後」や「加賀」は小さく肩書とする。少将は「越前少将」のように国名を肩書とせず、「越」の字が「五」と同じ高さとする。侍従は書出しが「日」と同じ高さ、四品（四位無官）および一〇万石以上の五位無官は書出しが朱印または花押と同じ高さ、一〇万石以下の五位無官は書出し朱印の中央と下る。なお判物・朱印状上巻（封紙）には宛所のみを記すが、書き方は本文と同じ、少将以上は上より六寸二、三分、侍従は七寸三分、四品および一〇万石以上の五位無官は七寸八、九分、一〇万石以下の五位無官は九寸七、八分下げて書き初める。<sup>(15)</sup>

ここで領知目録についても若干閑説しよう。領知目録の料紙は間似合紙一枚、ただし郡村数の多い時は三枚継にし、継目裏に両奉行が黒印を捺す。上包みは鳥の子紙で堅に上下折、真中に「領知目録」とだけ記す。<sup>(16)</sup> 津輕信政宛（寛文四年四月五日）領知目録（口絵厚真<sup>2</sup>）は、縦一尺二寸八分余（三八・九センチ）、横は二枚継で六尺三寸一分（一九一・二センチ）、厚さ〇・一三ミリ、継目裏には永井・小笠原両奉行の黒印がある。

領知目録の宛所高下と殿文字について、貞享の例をあげると、中将・少将の書出しは、日付（貞享元年九月廿一日）の「年」の字と同じ高さ、侍従は「年」の字の中央、四品と一〇万石以上の五位無官は「九」、一〇万石以下五位は「月」高さから書き出す。殿文字は、中将・少将は「殿」、侍従は「敷」、四品と一〇万石以上五位は「敷」、一〇万石以下五万石以上五位は「𠄎」、五万石以下五位は「𠄎」である。ただし寛文四年の武蔵川越松平輝綱（七万五千石）は「敷」、貞享元年同松平信輝（七万石）は「敷」、寛文四年常陸谷田部細川興隆（二万六千六百五十五石）は「𠄎」、貞享元年細川興文は「𠄎」である。

次に判物・朱印状の書き方について、国立公文書館内閣文庫所蔵「御朱印帳」一冒頭の御朱印之符案によって記さう。

国主へは「何国一円」と書き、目録は「何国何郡一円」と記す。郡・村は一円知行の時は「内」の字を入れず、郡村の次第は高次第（多い順）とするが、居城郡は高が少なくとも最初に書く。郡の石高は国主へは一〇石以下を除き「何十石余」、侍従以下一〇万石以上は斗より下を除き「何石余」、一〇万石以下へは升より下を除き「何斗余」と書く。村数は「何郡内幾ヶ村」と書くが、二か村は「両村」、一か村は村名だけを記す。先判ある時は年月日を載せ、二判の時は「任両先判旨」、一代と三代は「任先判之旨」と「両」の字を除く。先判があっても所替か、先判なき時は「如前々充行之訖」と書き、当代加増、減知の時は前々とは書かない。領知別たるは（内分）、一内何万石ハ何某可進退之、残何十何万石充行」と書く。また「別紙在事」の「事」の字で墨を染めるか、行の上に書くことは不可である。

次に寛文五年の門跡・公家・寺社宛の領知判物・朱印状の別、書止め文言、宛所の有無によって分類すると表4のようになる。この表において、記号Xは日付次行位署花押すなわち「右大臣正二位源朝臣（花押）」、Yは日下署判「家綱（花押）」、Aは日下花押である。朱印状は、Bは日下朱印、Cは日付次行朱印、Dは付年月日付次行朱印であり、Dの正文原型は折紙であることを示す。また記号Pは書止め文言「状如件」、Qは「者也、仍如件」、Rは「者也」のみを示す。記号の三桁目に〇の付くものは宛所が記入されているもの（本文に内包されるものは無記号）である。

このうち、まず宛所についてみると、宛所の有無は、宛所記入式が厚札であるのは勿論であるが、宛所内包式の場合<sup>18)</sup>は発端にある方がよく文言末にあるのが低い。書止めは「状如件」「者也、仍如件」「者也」の順序であるが、一〇〇石以上は末寺末社であっても「者也、仍如件」である。

次に公家宛の判物・朱印状の書式についてみると、時代は下るが、国立公文書館内閣文庫所蔵「天保雜記」第二十

表 4 門跡・公家・寺社宛領知判物・朱印状分類

領知判物・朱印状の古文書学的研究 (大野)

判物 [41]

XP 日付次行位署花押, 書止「状如件」 [3]

〔門跡 1〕 220・1180 寛永寺

〔天台 2〕 1181 延曆寺, 1231 無量寿寺 (喜多院)

YPO 日下諱花押, 書止「状如件」宛所 [34]

〔門跡 22〕 221 仁和寺, 222 大覚寺, 223 妙法院, 224 照高院, 225 聖護院, 226 一乗院, 227 興福寺僧侶学問之扶持, 228 青蓮院, 229 知恩院, 230 梶井, 232 竹内, 233 北野社寺務職, 234 実相院, 235 随心院, 236 大乘院, 238 醍醐寺一三宝院, 239 三宝院, 240 円満院, 241 勸修寺, 242 毘沙門堂, 244 西本願寺 (屋敷), 247 東本願寺

〔公家 12〕 248 近衛基熙, 250 九条兼晴, 251 二条光平, 252 一条教輔, 253 鷹司房輔, 254 伏見宮貞致親王, 255 三条公富, 256 花山院定誠, 257 西園寺実晴, 258 徳大寺公信, 259 大炊御門経孝, 260 久我広道

AP 日下花押, 書止「状如件」 [4]

〔公家 2〕 261 今出川公規, 263 広橋兼賢

〔浄土 1〕 714 知恩院

〔臨濟 1〕 1659 南禅寺

朱印状 [1, 570]

BPO 日下朱印, 書止「状如件」宛所 [78]

〔門跡 3〕 243・245・246 西本願寺

〔公家 45〕 265 飛鳥井雅章, 266 正親町 実豊, 267 葉室頼業, 268 坊城俊広, 269 油小路隆貞, 270 園基福, 271 中院通茂, 272 日野弘賢, 273 四辻公理, 274 柳原資行, 275 清閑寺 共綱, 276 三条西実教, 277 阿野 公業, 278 勸修寺経広, 279 烏丸資慶, 280 持明院基定, 281 松木宗条, 282 中御門資熙, 283 高倉永敦, 284 東園基賢, 285 東坊城知長, 286 万里小路雅房, 287 小倉実起, 288 藪嗣孝, 289 中山 英親, 290 六条 有和, 291 千種有能, 292 竹屋光久, 293 五条為庸, 294 裏松資清, 295 平松時量, 296 藤谷為条, 297 水無瀬氏信, 298 正親町 三条実昭, 299 唐橋在村, 300 白川雅喬王, 301 船橋相賢, 302 伏原賢忠, 303 倉橋 泰吉, 304 樋口信康, 305 花園実満, 306 岩倉具詮, 307 綾小路俊景, 308 堀河則康, 309 中園季定

〔神社 1〕 500 菅田八幡宮

〔浄土 2〕 715 増上寺, 717 大樹寺

〔一向 4〕 1381・1382・1383 専修寺, 1384 仏光寺

〔臨濟 8〕 1660 金地院, 1661 天竜寺, 1662 相国寺, 1663 建仁寺, 1664 東福寺, 1665 万寿寺, 1724 大徳寺, 1725 妙心寺

〔比丘尼15〕 1791 宝鏡寺, 1792 宝慈院, 1793 継孝院, 1794 光照院, 1795 曇花院, 1796 禪知院, 1797 入江, 1798 大慈院, 1799 恵聖院, 1800 瑞花院, 1801 慈受院, 1802 大聖寺, 1803 總持院, 1804 法華寺, 1805 英勝寺

BP 日下朱印, 書止「状如件」 [7]

〔門跡 1〕 237 大乘院坊官并諸役者

〔神社 4〕 347 伊勢大神宮, 361 伊賀八幡宮, 368 鶴岡八幡宮, 526 下諏訪大明神社

〔天台 2〕 1189 園城寺, 1232 滝山寺東照宮

表 4 (続き)

- CP 日付次行朱印, 書止「状如件」 [1]
- 〔神社 1〕 490 興福寺
- BQO 日下朱印, 書止「者也, 仍如件」宛所 [120]
- 〔公家 34〕 262 菊亭内室, 264 広橋貞光, 310 河鱈実陳, 311 裏辻 実景, 312 今城定淳, 313 清水谷公栄, 314 大宮季光, 315 七条隆脩, 316 冷泉為清, 317 野宮定縁, 318 四条隆音, 319 難波宗量, 320 鷲尾隆尹, 321 山本実富, 322 冷泉為元, 323 梅園季保, 324 西大路隆郷, 325 姉小路公量, 326 橋本公綱, 327 久世通俊, 328 高辻 豊長, 329 西洞院時成, 330 武者小路公種, 331 日野西国豊, 332 庭田雅秀, 333 橋寄隆賀, 334 梅溪英通, 335 吉田兼英, 336 勘解由小路資忠, 337 富小路永貞, 338 甘露寺方長, 339 萩原員従, 340 土御門泰福, 341 山科持言
- 〔神社 9〕 497 住吉社, 499 祇園社, 501 上賀茂社, 502 八幡宮(宇佐), 681 石清水八幡宮一善法寺, 682 同一善法寺, 683 同一新善法寺, 684 同一田中, 685 同一壇
- 〔浄土 11〕 716 伝通院, 718 光明寺, 719 大光院, 720 宝台院, 721 金戒光明寺, 722 信光明寺, 723 松応寺, 724 立政寺, 725 智恩寺, 726 円福寺, 727 誓願寺
- 〔日蓮 12〕 868 久遠寺, 869 本門寺・妙本寺, 870 本国寺, 871 法華経寺, 872 弘法寺, 873 法華寺(伊豆), 914 鏡忍寺, 915 法華寺(武蔵), 916 誕生寺, 920 本土寺, 923 本成寺, 924 本能寺
- 〔真言 7〕 954 知積院, 955 長谷寺小池坊, 956 知足院, 1078 金剛峯寺一衆徒, 1080 東寺, 1081 神護寺, 1082 内山寺
- 〔天台 9〕 1182 大山寺, 1183 知楽院, 1184 長楽寺, 1185 多武峯, 1188 千妙寺, 1227 金鑽寺, 1228 宗光寺, 1229 真光寺, 1230 養源院
- 〔法相 2〕 1301・1302 東大寺
- 〔時宗 1〕 1306 清浄光寺
- 〔律宗 4〕 1348 招提寺, 1349 西大寺, 1350 泉涌寺, 1351 遍照心院
- 〔曹洞 15〕 1398 総寧寺, 1399 洞寿院, 1400 法祥寺, 1401 耕山寺, 1402 慈眼寺, 1403 妙応寺, 1404 雲興寺, 1405 南明寺, 1512 竜穩寺, 1513 補陀寺, 1514 大泉寺, 1565 大中寺, 1583 可睡斎, 1584 大洞院, 1585 普濟寺
- 〔臨濟 6〕 1666 建長寺, 1667 円覚寺, 1668 寿福寺, 1669 浄智寺, 1670 浄妙寺, 1671 足利学校
- 〔院家 10〕 1818 理証院, 1819 勝宝院, 1820 若王子, 1821 真乘院, 1822 真光院, 1823 金剛王院, 1824 理性院, 1825 報恩院, 1826 積善院, 1827 無量寿院
- CQO 日付次行朱印, 書留「者也, 仍如件」宛所 [4]
- 〔神社 4〕 495 江戸山王権現社, 496 香取明神社, 498 松尾社, 503 白鳥宮
- CQ 日付次行朱印, 書止「者也, 仍如件」 [304]
- 〔神社 109〕 348~360, 362~367, 369~389, 504~525, 527~573
- 〔浄土 22〕 728~749
- 〔日蓮 9〕 874~877, 913, 917~919, 925
- 〔真言 39〕 957~965, 968~972, 974, 976, 979, 980, 1083~1103
- 〔天台 38〕 1186, 1190~1206, 1233~1252
- 〔法相 3〕 1303~1305
- 〔時宗 5〕 1307~1311

表 4 (続き)

【律宗	8】	1352~1359	
【一向	5】	1385~1389	
【曹洞	33】	1406~1425, 1515~1520, 1567, 1569, 1586~1590	
【臨濟	28】	1672~1683, 1726~1741	
【比丘尼	5】	1806~1810	
BRO	日下朱印, 書止「者也」宛所		[5]
【公家	2】	342 竹内惟庸, 343 藤波景忠	
【神社	2】	393 伊勢太神宮領法度一内宮年寄, 394 同一外宮年寄	
【比丘尼	1】	1812 瑞花院	
CR	日付次行朱印, 書止「者也」宛名		[1]
【日蓮	1】	922 観音院	
DRO	日付二行割次行朱印, 書留「者也」宛所		[2]
【公家	2】	344 土山武慶, 345 調子武忠	
CR	日付次行朱印, 書止「者也」		[1, 042]
【神社	235】	390~392, 395~429, 431~489, 491, 493, 494, 574~680, 686~713	
【浄土	119】	249 不断光院, 750~867	
【日蓮	64】	878~912, 921, 921, 926~953	
【真言	180】	966, 967, 973, 975, 977, 978, 981~1076, 1077 金剛峯寺, 1079, 1104~1179	
【天台	68】	1207~1226, 1253~1300	
【時宗	36】	1312~1347	
【律宗	21】	1360~1380	
【一向	8】	1390~1397	
【曹洞	213】	1426~1511, 1521~1564, 1566, 1568, 1570~1582, 1591~1658	
【臨濟	89】	1684~1723, 1742~1790	
【比丘尼	6】	1811, 1813~1817	
【院家	2】	1828, 1829	
【集物	1】	346・1836 菜人	
DR	日付二行割次行朱印, 書止「者也」		[6]
【集物	6】	1830~1835	

(注) ( ) 内は通数, 番号は『寛文朱印留』史料番号, 主要なもの以外は史料番号のみで寺社名を省略した。



冊に、天保八年（一八三七）十二月、將軍家慶の代替わり襲職にあたっての朱印状発給手続に関する規定がある。その中に、

一 攝家大臣擬政関  
白とも 親王家 宮門跡方 御諱御書判 殿

一 清花大臣 攝家大中納言 御諱御書判 殿

一 名家内府 清花大中納言 御書判 殿

一 名家大中納言参議等 御朱印 殿

一 非参議 藏人頭 御朱印 殿

一 名家中少将 侍従 弁 御朱印並 とのへ

一 五位 六位 御朱印(19)より余程下り とのへ 但如件の文字なし

という、公家・門跡宛朱印状の書式規定がある。

この規定は寛文五年頒布のさいに確定したと思われる、書式は大差はないが、家康・秀忠の書式・書札礼は不統一である。寛文五年公家宛の四例を口絵写真に収めた。<sup>(20)</sup> 9は攝家内大臣近衛基熙宛判物（目下諱花押）で、文中「御知行」の語、宛所書き出しは「月」字、殿文字「姦」である。10は名家前権大納言三条西実教宛朱印状で、文中「領掌」の語（以下同じ）、宛所書出し「三」字、殿文字「姦」と変わる。11は前権中納言六条有和宛で書出し「三」字中央、殿文字「姦」に下る。12は参議竹屋光久宛朱印状で書出し「日」字、殿文字「姦」となる。さらに侍従は書出し「日」字、殿文字「とのへ」となる。

このほか極めて詳細な書式・書札礼が定められたと思われるが、基本的には貞享の時と同様であろうから、その説明は後掲「貞享御判物御朱印改記」を参照されたい。

綱吉の貞享元・二年（二六八四・五）の公家・寺社宛領知判物の書式は、「貞享御判物御朱印改記」に「御判物御朱印御文言之次第、先御代寛文五年如先例無相違格式定之如左」とあって、寛文の先例を踏襲し、文言に「寛文五年七月十一日」等の先判の日付が加わるのが原則といえよう。大名宛の判物の殿文字、領知判物の殿文字に僅かの差があつて、寛文よりも心持ち薄礼となつた感じもある。

ところが吉宗以後は先判の年月日をいちいち記さず「依当家先判之例」に変え、以後この方式が定着するのである。また吉宗の時いくつかの寺社の書止めが「者也、仍如件」から「状如件」と厚礼に替わっている。

こうしてみると、領知判物・朱印状の書札礼は寛文期に確立したいえよう。尤も慶安期の家光のそれもほぼ家綱の例に近いといえるが、正文も少なく小寺社の故をもつて確言はできない。寛永以前の書札礼は混乱していることを既に述べたが、寛永十三年の河内道明寺や鎌倉東慶寺宛のものは和様漢文で書かれている。本来、尼寺宛は仮名交り文であるべきで、寛文期は一つの例外もない。しかし寛永以前は尼寺宛の仮名交り文もあるので一定していないことが判る。

最後に、以上のような寛文期における書札礼確立は、右筆の久保正之・正永・正貞父子の力によるのであり、儒者林春信と人見友元宜卿がこれに協力したと想像しておきたい。<sup>(23)</sup>

注

(1) 国立史料館所蔵津軽家文書。なお室町期の檀紙の大き

さ(縦三三・二ないし三六・五センチ、横五一・三ない

し五七・八センチ)、厚さ(〇・一ないし〇・三ミリ以

上)に比較して遙かに大きく厚くなっていることが判る

(上島有「中世の檀紙と御判御教書」―『日本歴史』三六

三)。

(2) 前掲「社寺領性質の研究」所収写真版、九六号証・八

九号証。

(3) 国立公文書館内閣文庫所蔵「御朱印帳」一

(4) 佐藤進一「古文書学入門」一七一頁。

(5) 上島有「室町幕府文書」(『日本古文学書学講座』4中世

編1、および佐藤前掲書。

- (6) 国立史料館研究会、上島有「中世古文書学の課題」の報告資料を利用していただいた。
- (7) 相田二郎「戦国大名の印章」(相田二郎著作集2)
- (8) 「内閣文庫未刊史料細目」上
- (9) 「社寺領性質の研究」一〇三頁
- (10) 武蔵国榛沢郡国濟寺(三〇石)・埼玉郡淨音寺(三三石)・豊島郡宗參寺(一〇石)・橘樹郡高畠村不動堂(三〇石)・多摩郡吉祥院(二〇石)・相模国海綾郡虫窪村天神社(一石)・大住郡上糟屋村山王宮(一石五斗)・愛甲郡中依知村浅間社(二石)・恩名村三島大明神(一石)・上依知村赤城大明神(一石)・同郡金剛寺(五石)・鎌倉郡淨智寺(六貫一四〇文)・淨光明寺(四貫八〇〇文)・安養院(一貫六〇〇文)・三浦郡淨樂寺(三石)・能永寺(三石)・東福寺(二石)・大昌寺(二石)・上富田村笹塚不動堂(二石)・上総国周准郡建曆寺(二五石)・増生郡大林寺(一〇石)・上野国緑野郡般若淨土院(三〇石)。
- (11) 国立公文書館内閣文庫所蔵「徳川家判物并朱黒印」
- (12) 「諸国寺社朱印状集成」四一—四二頁
- (13) 同右四二—四四頁

結びにかえて——寛文印知の歴史的意義

寛文四・五年(一六六四・五)家綱の領知判物・朱印状・目錄の書式は、宛先である大名・公家・寺社の官位や格式、

- (14) 「貞享御判物御朱印改記」
- (15) 国立公文書館内閣文庫所蔵「御朱印作法書」
- (16) 「御朱印帳」一。なお津輕信政宛と松平輝綱宛領知目錄上包みには、ともに「領地之目錄」と記されている。
- (17) 国立史料館津輕家文書
- (18) 「貞享御判物御朱印改記」
- (19) 「内閣文庫未刊史料細目」上「徳川家判物并朱黒印」解説。
- (20) 国立公文書館内閣文庫所蔵
- (21) 同右。
- (22) 「諸国寺社朱印状集成」一三〇頁。
- (23) 久保正之は「書札法名式」三冊、「書札略法」三冊、「書札心得書」二冊、正永は「当用書札」二〇冊、正貞は「書式日用集」三冊、「書札」二冊の編者がある。「新訂寛政重修諸家譜」第十六、二〇〇頁。儒者林春信は寛文、人見友元は寛文と貞享に朱印改を勤めたが、春信の父道春信勝は寛永十三年九月寺社朱印のことをあずかり議し、弟春常信篤は貞享の朱印改にあずかった。以後代替わりごとにこれを勤めることになったのである(同書第十二、三九〇—三九六頁)。

伝統的歴史的な階層序列と寺社本末関係に則った整然とした位階制的編成に対応した書札札の完成を表現している。その書札札は秀吉や、家康・秀忠・家光の徳川三代に比較すると薄札であるが、地下（折紙使用）以外には大きく厚い大高檀紙の堅紙使用に莊重性とあいまって、相対的に將軍權威を高める効果をもたらすものであった。換言すれば、將軍權力の強化、權威の確立を反映した書札札が確立したといえよう。この書札札は綱吉も踏襲したが、吉宗に至ってほぼ五〇石以上の寺社宛の書止めが厚札なものに修正された。これに対し、家康・秀忠・家光の場合には、宛先の位階と書札札が必ずしも照応せず混乱があったといえる。

領知判物・朱印状は室町幕府の御判御教書の系譜を引くもので、公帖も同様である。ただし、戦国大名の印判状使用や、信長・秀吉の折紙・朱印状多用の方式の影響を受け、とりわけ家康の場合それが顕著である。しかし幕藩制國家の確立に従い、御判御教書の様式が復活せしめられたことは、江戸幕府―徳川將軍が室町幕府―足利將軍の正統な継承者であることを誇示せんがためと思われる、これに印判状を併用することにより、判物・朱印状・黒印状という序列を生じたのである。

次に、大名宛と公家宛の判物・朱印状の書札札（判物・朱印状の別、書止め、殿文字）を比較しよう（記号は表4参照）。

（公家）

（大名）

摂家・親王家  
 清花大臣・同大納言（花山院）  
 清花大納言・名家准大臣（広橋）  
 名家以下大納言  
 中納言

Y P  
 Y P  
 A P  
 B P  
 B P  
 B P

三位中将

Y P

参議・三位（非参議）

BP 及

四位中将・少将

AP 及

侍従・中将以下四・五位

BQ どのへ

四位侍従

AP

地下

DR どのへ

四品・五位無官（十万石以上）

AQ どのへ

（十万石以下）

BQ

右に示したように、公家が比較的に官位が高いので大名に比し厚礼である。しかし大名と公家が同等官位の場合は、判物・朱印状の別・書止め・殿文字も大名の方が一、二段階厚礼である。それは単に石高の大小によるのではなく、位階制的編成においても武家の優位を示すものであろう。

家綱が將軍宣下後一三年にして大名に、一四年で公家・寺社の印知を行ったことはすでにみたとおりである。次の綱吉が四年・五年後、家宣が三年後（公家・寺社は準備のみ）、吉宗以降一、二年後に印知を実施したことに比べれば、相当地の年月を要したといえる。しかも徳川家一代先判で五〇石以下の寺社に対する印知は実施できなかった。けれども、寛文四・五年にはほ一斉に継目安堵を実施し、書札礼を確立したことは「寛文印知」という政治的支配の一階梯として位置づけることができる。さて家光の場合は、大名宛には寛永十一年（一六三四）八月四日ほか、寺社宛には同十三年十一月九日の印知時期の中核があるし、小寺社ないし遠国寺社宛はさらに慶安元・二年（一六四八・九）の大量頒布がみられる。この点一斉頒布に近いが、なお將軍任期の全期間を通じて区々の安堵があり、しかも公家宛の印知は一切無かった。

領知判物・朱印状の宛所は、大名・公家は個人名であり、神社宛も上巻（封紙）には神官の名が記され、寺院も住持の僧位僧官によって書札礼を変えるのである。もちろん大名・公家宛のものは、従五位下・四品・少中将・参議・大中納言・大臣などその時の官位に応じ、門跡・比丘尼（尼門跡）も住持の出身家の家格に従って書札礼が変えられる。

大名は当主の死亡のさい生前の願い出によって家督が許され、新たに判物・朱印状が交付される。また將軍も代替りにさいして継目安堵がなされたことは縷述したとおりである。従って將軍と大名・公家・寺社の支配関係は人格的な性格をもつといえよう。

ただし將軍と大名は主従制に基づくものであるが、公家・寺社は違いがあろう。室町期の將軍足利氏も、織田・豊臣・徳川の諸氏も、支配下の寺社領を安堵し寄進を行ったが、これによって寺社を支配下に収めたのみならず、国家による寺社祭祀権を手中にしたことを意味する。朱印状文言中に「国家安泰可抽懇祈」「可専神事祭礼」「仏法紹隆無怠慢可勤仕」などの語が入る所以である。従ってこれら寺社には公儀から修復料を支出し、大規模な造営・普請のさいは、大名手伝など普請役の発動によって国家的に護持していく。そしてその頂点に、日光山・寛永寺・久能山や、比叡山・無量寿寺（仙波喜多院）など家康や天海ゆかりの寺院が置かれていることを書札札が示しているのである。

#### 〔史料紹介〕

領知判物・朱印状の書式等については、国立公文書館内閣文庫所蔵「御朱印帳」（寛文朱印留）の同種異本の第一冊冒頭に御朱印之符案があり、寛文期のもので大凡を知りうる。しかし、ここに紹介する「貞享御判物御朱印改記」一冊は同じく同文庫所蔵本であるが、貞享元・二年の大名・寺社・公家領に対する綱吉の継目安堵の手續きと朱印状の書式を詳細に記録した写本であり、寛文印知の手續きと書式等を推測するのに貴重な史料である故に、全文を翻刻紹介することとする。漢字・扁体仮名を当用漢字・平仮名に改めたほか、若干の統一を行ったが、できるだけ忠実に翻刻し、人名等に傍注を施した。翻刻を許可された国立公文書館に謝意を表したい。

なお、末尾の通教・冊数記載から『寛文朱印留』と同種のいわば『貞享朱印留』が存在したことを知りうるが、現

在のところがその伝存は知ることがない。

貞享御判物御朱印改記 全

貞享元年二月十六日

一御座間江土屋相模守・本多淡路守被 召出之、壹万石  
以上之面々并寺社之輩領知之 御判物 御朱印可被下  
付而奉行被 仰付

三月朔日

一林春常(信篤)・人見友元(宝期)・森新兵衛・中村平右衛門・本目勝  
左衛門、両奉行ニ差添、御朱印御用可相勤之旨被 仰  
付 上意之趣戸田山城守伝之、大久保加賀守(宝期)・阿部豊  
後守(正美)・堀田对馬守(常朝)・秋元撰津守列座席御右筆部屋  
録類也

覚

一壹万石以上之面々江領知之 御朱印被下付而土屋相模  
守・本多淡路守奉行被 仰付事

一御代々 御朱印所持之面々者 御朱印に写を差添出  
之、右兩人御朱印拜見之上写を可被相渡、勿論国郡郷

村高辻注帳面可被差出之、亦 御朱印無之衆は国郡郷  
村領知之高委細注兩人江可被渡之事

一御朱印之外御加増拝領或 御朱印有之而所替之面々并  
御朱印高之内領知分候面々、其旨趣具書注兩人迄可被  
差上之事

右之外可被相親儀は両奉行江可被承之者也

子三月廿三日

右之通以小奉書紙式百五拾通調之

三月廿三日

一右之覚書山城守宅江在国在府之諸大名之留守居呼寄被  
相渡之

一相模守・淡路守宅江寄合日を定

三日 十一日 十六日 十九日 廿一日 廿六日

廿九日

此外臨時之寄合及数日

三月廿九日

一今日寄合始、相模守宅江淡路守其外春常・友元・新兵

衛・平右衛門・勝左衛門從早朝伺公、諸大名之使者

御判物 御朱印・領知目錄写共ニ并郡村之帳持參、兩

奉行拝見之上、春常・友元等遂按合写留置之、本書は

直ニ返遣之候、此後淡路守宅江茂寄合替々作法同前也

一三月廿九日寄合初七月廿一日迄 御判物 御朱印・領

知目錄之写并郡村帳請取之、畢而於新兵衛宅御文言令

吟味、今度初而被下置 御判物 御朱印、且又不分明

儀者老中江兩奉行伺之書改之、其後惣御右筆中江割渡

清書調之、新兵衛宅ニ而按合仕、其上兩奉行より春

常・友元江差遣文字等吟味之

一御判物 御朱印調之筆者

杉浦半左衛門 飯高七左衛門 大橋左兵衛

鈴木甚五左衛門 建部与兵衛 賀茂宮庄右衛門

杉浦与右衛門 渡辺四郎右衛門 松野文右衛門

飯高一郎兵衛 斎田喜兵衛 曾雌權右衛門

芦屋清左衛門 斎田久太郎 賀茂宮喜右衛門

小嶋彦四郎 鈴木彦八郎 大岡兵九郎

本目 權左衛門 跡部 善右衛門 関根 孫左衛門

柴田 助右衛門 団 安左衛門 団 權十郎

矢部 加兵衛 大塚 太左衛門

奥御右筆 蟠川 彦左衛門 杉浦 源右衛門

大河内 十太夫

御朱印役人 森 新兵衛 中村 平右衛門

本目 勝左衛門

右三拾貳人 御判物 御朱印并領知目錄調之

御判物 御朱印御文言之次第

一充行之訖、全可被領知之状如件

四位 加賀 中将 御判御字無之 但三位中将ハ御字御判可有之

一充行之訖、全可令領知之状如件

四位 越前少將 御判

一充行之訖、全可領知之状如件

四位 安芸侍從とのへ 御判

一充行之訖、全可令領知者也、仍如件

貳万石 四品 織田内記とのへ 御朱印

拾壹万石從五位下 松平越中守とのへ 御判



一 充行之訖、全可領知者也、仍如件

七万石従五位下 松平和泉守とのへ 御朱印

一 拾万石以上ハ無官にても 御書判 御文言ハ四品同

一 拾万石以下之四品ハ 御朱印

一 拾万石以下ハ令ノ字除之 御朱印

御判物 御朱印充所高下之次第

年号高サ本文ニ一宇下リ 日ノ下ヨリ七分下リ

貞享元年九月廿一日 ○御朱印中通ニテ 毫寸五分有之

四位 加賀 中将 及

四位 越前少将 及

安芸侍従とのへ

四品 織田内記とのへ

従五位下 松平越中守とのへ

従五位下 松平和泉守とのへ

一 御先判有之ハ年号月日書載之

一 御先判有之而も所替歟分知有之は 御先判不用之、又

御先判無之には如前々充行之訖ト書之

一 領知内分は内何程は誰可進退之残何程充行之訖ト書之

一 国主江は高之内拾石ヨリ下ハ除之、何拾石余ト書之

一 侍従以上拾万石以上江は斗ヨリ下ハ除之、何斗余ト書

之

一 拾万石以下ハ升ヨリ下ハ除之、何升余ト書之

七月十八日

一 御朱印奉行牧野因幡守被 仰付之、是は当月十日ニ土

屋相模守大坂御城代依被 仰付其代也

一 領知目録之奥書

右今度被差上郡村之帳面相改、及 上聞所被成下 御判物

也、此儀兩人奉行依被 仰付執達如件

本多淡路守

忠当判

貞享元年九月廿一日

牧野因幡守

富成判

中将 松平加賀守殿

少将 松平越前守殿

侍従 松平伊予守殿

四品并 拾万石ヨリ上 松平越中守殿

五万石ヨリ九万  
九千石マテノ間 松平和泉守

四万九千石ヨリ下 九鬼長門守

一 牧野因幡守・本多淡路守領知目録之奥書

今度壹万名以上之面々就被成下領知之 御判物并 御

朱印、其方与本多淡路守奉行被 仰付、以両判被出郡

村之目録訖、依之兩人知行目録者各加印判者也、仍如

件

貞享元年九月廿一日

戸田山城守印判

阿部豊後守印判

大久保 加賀守印判

牧野因幡守

本多淡路守 文言右同前

右繼目之裏ニ印判有之

一 御判物 御朱印御文言并領知目録等充所高下殿文字

先御代寛文四年之扣并圖を以此度無相違調之

十一月十三日

御判物 御朱印頂戴之次第

一 已后刻黒書院 出御、諸大名如左一人充出座之、奏者

領知判物・朱印状の古文書学的研究(大野)

番披露之、御目見 御目通ニ列シテ一同 御前近被

召寄、領知之 御判物被下之旨被仰含退座

少将 松平 左京大夫 松平 出雲守 細川 越中守

特從 松平 伊予守 宗 对馬守 織田 山城守

(平丁欠)

(補)「徳川夷紀」(第五篇)によれば、松平土佐守豊昌・佐竹

右京大夫義処・松平安芸守綱長・松平下総守忠弘・松平

大和守直矩・上杉弾正大弼綱憲・立花飛騨守鑑虎・松平

大蔵大輔正甫・森伯爵守長武・丹羽若狹守長次・南部大

膳大夫重信・松平隠岐守定直・榊原虎之助政邦・酒井小

五郎忠真・松平越中守定重・水野美作守勝種・戸田采女

正氏定が御前で御判物を給わつた旨の記事があり、これ

らの名がこの半丁に列記されていた筈である。

右一同出席、作法同前、畢而 御判物広蓋ニ載之 御

上檀江出之御小姓、阿部豊後守取次渡之、順々一人充出

座頂戴之、但侍従以上者闕之内、四品以下者闕之外ニ

テ頂戴之

一 拾万石以下之面々江者於廊下 御朱印被下旨豊後守一

同伝之、加賀守列座、其後豊後守闕際ニ着座、御朱

印広蓋二三載之、豊後守後座二牧野因幡守・本多淡路守在之而一通充豊後守江渡之、左之順々、御前江被召出之於闕之外頂戴之、豊後守取渡之、但戸田山城守者遠慮之儀在之而列座無之

四品 (信久) 是日ヲ本語大又ハ無官衆ノ

織田内記 松平和泉守 松平遠江守

小笠原修理大夫 水野隼人正 本多隱岐守

相馬彈正少弼 松平丹波守 伊東出雲守

松平周防守 秋田信濃守 水谷左京亮

溝口信濃守 小出備前守 龜井松之助

井伊伯耆守 松平市正 大村因幡守

遠藤右衛門佐 相良遠江守 植村右衛門佐

六郷佐渡守 毛利駿河守 堀左京亮

伊達宮内少輔 小出伊勢守 池田信濃守

分部隼人正 南部遠江守 大関信濃守

市橋下総守 松平上野介 土方市正

青木甲斐守 松平大炊頭 一柳土佐守

小笠原備中守 本多出雲守 本多彈正少弼

本多肥後守 松平美作守

松平日向守 土井周防守 井上相模守

青山播磨守 土井内記 永井日向守

朽木伊予守 土井式部少輔 松平因幡守

那須遠江守 三浦老岐守 永井伊賀守

松平備前守 坂本内記 板倉式部

板倉頼母 堀田伊豆守 米津伊勢守

渡辺半次郎 柳生对馬守 酒井右京亮

堀田兵部 屋代越中守 高木大学

堀飛彈守 山口修理亮 永井万之丞

安部摂津守 遠山主殿頭 北条伊勢守

右一人宛出席頂戴、畢而入御

一於御奥 御判物 御朱印被下之

大久保加賀守 阿部豊後守 牧野備後守

喜多見若狭守

右之通頂戴之

十一月十五日

井伊掃部頭 保科肥後守

右兩人 御判物頂戴之次第同前庶書院

十一月十七日

侍從 戸田山城守

右者於 御奥 御判物頂戴之但隠座之儀有之  
延引及今日

十一月廿一日

御判物 御朱印被下之頂戴之次第

先頃病氣 少將(綱村) 頃日參勤 侍從(光之)  
松平陸奥守 松平右衛門佐

右老入宛出座 御目見奏者番披露之、頂戴之次第法十

三日同、次在国在所之面々以名代頂戴之

中將 松平加賀守 中將 松平大隅守

少將 松平相模守 少將 松平摂津守

名代 松平大藏大輔 名代 松平薩摩守

少將 松平伯耆守 少將 松平出雲守

名代 松平中務大輔 名代 松平刑部大輔

侍從 松平越前守 侍從 松平讃岐守

侍從 松平丹後守 侍從 伊達遠江守

侍從 松平信濃守 名代 伊達主馬

侍從 藤堂和泉守 侍從 松平出羽守

名代 藤堂図書 名代 松平上野介

侍從 松平淡路守 侍從 松平長門守

名代 蜂須賀飛騨守

侍從 稻葉丹後守

名代 稻葉出羽守

右順々被 召出御作法万同前

四品 有馬中務大輔 四品 小笠原遠江守

名代 有馬宮内 名代 小笠原備中守

四品 本多中務大輔 四品 堀田下総守

名代 本多彈正少弼

諸大夫 酒井靱負佐 諸大夫 真田伊豆守

諸大夫 本多下野守 名代 真田勘解由

名代 本多能登守

右御前江被 召出頂戴之次第同前

次

一於御廊下領知 御朱印被下之旨豊後守伝之、加賀守・

山城守列座、御前江一人充出座順頂戴之、所謂

先頃忌 四品(後藤) 先頃頃 諸大夫(綱吉) 先頃忌 諸大夫(實世)

内藤左京亮 金森出雲守 太田備中守

諸大夫 堀田对馬守 秋元摂津守

但當時若老役 同上

領知判物・朱印状の古文書学的研究(大野)

四品 松平飛驒守

名代 松平内記

四品 松平主殿頭

名代 松平彦兵衛

是名未緒大夫又無官(昌世)  
奥平美作守

名代 松平主水正

(正徳) 戸沢能登守

名代 青木甲斐守

(高徳) 京極備中守

名代 大沢右京大夫

(天明) 仙石越前守

名代 仙石治左衛門

(信濃) 松平豊前守

名代 松平但馬守

(長徳) 浅野内匠頭

名代 浅野隼人

(長徳) 浅野式部少輔

名代 浅野大助

(重徳) 本多飛驒守

四品 松平若狹守

名代 松平備中守

四品 岡部内膳正

名代 岡部美濃守

(久徳) 中川佐渡守

名代 石川市正

(貞徳) 松浦肥前守

名代 松浦春岐守

(泰徳) 加藤遠江守

名代 加藤右京

(式徳) 内藤紀伊守

名代 牧野長門守

(景徳) 稻葉右京亮

名代 稻葉市正

(清徳) 有馬左衛門佐

名代 有馬七之助

(長徳) 小笠原春岐守

名代 小笠原佐渡守

(信政) 津輕越中守

名代 本多作右衛門

(定徳) 松平駿河守

名代 松平采女

(忠則) 鳥居左京亮

名代 鳥居久大夫

(忠徳) 諏訪因幡守

名代 諏訪安芸守

(重徳) 秋月佐渡守

名代 秋月長門守

(忠成) 西尾隠岐守

名代 西尾小左衛門

(近陣) 松平对馬守

名代 松平将監

(明徳) 加藤孫太郎

名代 加藤内匠

(兵明) 丹羽長門守

名代 丹羽權兵衛

(康徳) 三宅土佐守

名代 三宅出羽守

名代 津輕平藏

(隆徳) 九鬼和泉守

名代 池田庄左衛門

(高住) 京極甲斐守

名代 京極兵部

(久徳) 嶋津式部少輔

名代 嶋津八郎右衛門

(賴徳) 土岐伊予守

名代 土岐十左衛門

(後徳) 木下右衛門大夫

名代 木下式部

(重明) 稻垣信濃守

名代 稻垣大藏

(親徳) 堀周防守

名代 松平備前守

(合徳) 木下肥後守

名代 金森内記

(貞徳) 小笠原土佐守

名代 小笠原大膳

酒井石見守 <small>(忠字)</small> 名代 酒井小平次	内藤右近大夫 <small>(政親)</small> 名代 遠山主殿頭	名代 佐久間織部	名代 織田源七郎
岩城伊予守 <small>(重隆)</small> 名代 岩城采女	細川豊前守 <small>(興文)</small> 名代 細川玄蕃	立花主膳 <small>(龍明)</small> 名代 市橋久五郎	新庄主殿 <small>(重隆)</small> 名代 新庄大次
森对馬守 <small>(長徳)</small> 名代 松平内蔵介	松平佐渡守 <small>(康徳)</small> 名代 松平美作守	織田内匠 <small>(長徳)</small> 名代 織田对馬守	溝口带刀 <small>(政親)</small> 名代 加藤源左衛門
五嶋佐渡守 <small>(益徳)</small> 名代 松平民部少輔	久留嶋信濃守 <small>(通徳)</small> 名代 久留嶋带刀	土屋相模守 <small>(政忠)</small> 名代 土屋大和守	阿部对馬守 <small>(正邦)</small> 名代 阿部志摩守
西郷若狭守 <small>(延良)</small> 名代 西郷数馬	本多伊予守 <small>(忠徳)</small> 名代 本多隠岐守	牧野駿河守 <small>(忠辰)</small> 名代 牧野伊予守	松平伊豆守 <small>(信親)</small> 名代 松平因幡守
太田原備前守 <small>(典勝)</small> 名代 太田原隼人	片桐主膳正 <small>(貞勝)</small> 名代 下条長兵衛	石川主殿頭 <small>(重之)</small> 名代 石川主税	安藤对馬守 <small>(重博)</small> 名代 安藤政藏
堀長門守 <small>(直也)</small> 名代 堀飛騨守	前田右近大夫 <small>(利忠)</small> 名代 前田宮内	脇坂中務大輔 <small>(安政)</small> 名代 脇坂淡路守	水野右衛門大夫 <small>(忠孝)</small> 名代 水野豊前守
建部内匠頭 <small>(政字)</small> 名代 藤掛采女	一柳右近将監 <small>(直治)</small> 名代 一柳土佐守	板倉隠岐守 <small>(重忠)</small> 名代 板倉新十郎	青山和泉守 <small>(忠雄)</small> 名代 青山下野守
小出大隅守 <small>(有忠)</small> 名代 小出五郎助	谷出羽守 <small>(廣忠)</small> 名代 谷庄右衛門	松平伊賀守 <small>(忠周)</small> 名代 松平日向守	増山兵部少輔 <small>(正徳)</small> 名代 那須遠江守
佐久間安房守 <small>(勝忠)</small>	織田信濃守 <small>(秀二)</small>	阿部伊予守 <small>(正孝)</small> 名代 阿部兵衛	大久保安芸守 <small>(忠徳)</small> 名代 大久保带刀

堀田 豐前守 (正休)

名代 堀田伊豆守

板倉 伊予守 (重彰)

名代 神保主膳

本多 長門守 (忠利)

名代 本多一學

保科 彈正忠 (正忠)

名代 保科兵部少輔

松平 縫殿頭 (兼次)

名代 松平支蕃頭

酒井 下野守 (忠忠)

名代 酒井内匠頭

石川 若狹守 (総良)

名代 石川主水

内田 出羽守 (正忠)

名代 岡部角左衛門

酒井 勝之助 (忠胤)

名代 酒井權之助

小堀 和泉守 (政世)

名代 小堀土佐守

京極 主膳正 (高明)

名代 柳生對馬守

井上 筑後守 (政忠)

名代 井上四書

森川 出羽守 (重信)

名代 森川半弥

伊丹 大隅守 (勝忠)

名代 丸茂兵左衛門

植村 土佐守 (忠明)

名代 植村大學

右之面々頂戴之、終而

牧野 因幡守 (富成)

本多 淡路守 (忠周)

右二人充於席 御朱印頂戴之、此兩人ハ今度此儀依為

奉行此所江出座也

一領知目錄者因幡守・淡路守兩人宅江替々諸大名之家  
呼之、兩人列座有之而渡遣之

十一月廿六日

一午后刻黒書院 出御、東之間ヨリ牧野因幡守・本多淡

路守一同出座 御目見、是今度諸大名領知之 御判物

御朱印被成下付而、奉行相動候故御腰物被下之旨被

仰出退座、重而一人充出席

御刀 御前近景  
代金拾三枚

牧野 因幡守

御刀 御前重光  
代金拾三枚

本多 淡路守

右之通頂戴之、豊後守取次相渡之

一右 御判物 御朱印御用相勤付而御褒美被下之、所謂

一白銀二十枚時服二

林 春常

一同断

人見 友元

一金三枚時服二

森 新兵衛

一金二枚時服二

中村 平右衛門

一同断

本目 勝左衛門

右之通豊後守申渡、堀田對馬守・秋元撰津守列座、

席御右筆部屋之縁頬也

貞享二五年三月朔日

一 巳后刻御黒書院 出御、旧冬差合又は遠慮付而 御朱

印頂戴延引之面々一人充出席 御目見、則於 御前

御朱印頂戴之、戸田山城守取次渡之、御作法旧冬之通

也、所謂

黒田甲斐守 (長重) 遠山和泉守 (友春) 九鬼大隅守 (隆忠)

伊東信濃守 (良貞) 牧野遠江守 (長柄但冬、遠藤(康道)) 久世出雲守 (重之)

石川吉十郎 (勝之) 名代 六郷佐渡守

右之面々順々一人充出席頂戴之

貞享元子年六月

一 寺社之輩江 御判物 御朱印可被下付而左之書付を以

相触之

覚

御当家 御代々之 御朱印所持之寺社之輩者勿論、

御一代之 御朱印於令所持は、不依寺社領之多少又は

境内計之雖為 御朱印、此度 御朱印可被下旨被 仰

領知判物・朱印状の古文書学的研究 (天野)

出候条、面々領分并支配所に在之寺社之輩 御先代之

御朱印に写を差添、今年七月より八月迄之内江戸江致

持参、土屋相模守・本多淡路守所江相達候様可被触之

候、以上

六月七日

右之覚書以大奉書紙・中奉書紙三百通余調之

六月九日

一 戸田山城守宅江在府在国之諸大名之家司呼寄之、右之

覚書尙通充渡遣之、但此外之老中支配方は大目付、御

旗本支配方は御目付より諸奉行 諸番頭・諸役人江触之

一堂上方 御判物 御朱印は所司代稲葉丹後守 (正徳) 遂吟味写

を差越候、勿論使者をも不差下之

一 御門跡方・御比丘尼所者以使 者 御判物 御朱印写を

差添被出之、惣寺社之輩ハ参府而牧野因幡守・本多淡

路守宅に於テ請取之

寄合日

三日 七日 十一日 十六日 十九日 廿一日 廿

六日 廿九日



右之通相定因幡守・淡路守宅江代々寄合有之、林春常・人見友元・森新兵衛・中村平右衛門・本目勝左衛門每度相越ス、寺社之輩 御朱印ニ写を差添持参之、兩奉行 御朱印拜見、春常・友元写と令校合請取之、御朱印は返遣之、每度作法同前

一 寺社之輩 御朱印改之写を請取直之間早速帰寺可仕、御朱印頂戴之節者追而可相違旨申合、不殘赴在所候也

貞享二年

一 正月廿八日小嶋彦四郎事 御朱印之御用可相勸旨被

仰付之是旧曆廿九日中村平右衛門事書書吟味後依被仰付其代也

一 去年請取置候堂上方・御門跡方・惣寺社之輩 御判物 御朱印可相調之由被 仰渡之

三月十二日

賀茂宮庄右衛門 飯高一郎兵衛 芦屋清左衛門

齋田久太郎 杉浦与右衛門 渡辺四郎右衛門

曾雌權右衛門 大岡兵九郎 本目權左衛門

團 安左衛門

右拾人寺社之 御判物 御朱印可書調旨被 仰付之、

秋元撰津守伝之

一堂上方・御門跡方・御比丘尼所・惣寺社領之 御判物 御朱印之写都合四千六百五拾四通、其外年中行事・配当目録等、森新兵衛請取、御文言遂吟味書改之兩奉行 江相渡之、其以後春常・友元文字令僉議、右之筆者拾人江割渡之清書調之、於新兵衛宅勝左衛門・彦四郎立合令校合兩奉行江差出之

一 御判物 御朱印御文言之次第 先御代寛文五年如先例

無相違格式定之如左

宮并親王家之御門跡

任先判之旨全可有御知行、并山林竹木等如前々永不可有相違之状如件

貞享二年六月十一日 御字御判

官 青蓮院殿

親王家 竹内殿

公方撰家門跡

一 任先判之旨全可有知行、并山林竹木等如前々永不可有相違之状如件

貞享二年六月十一日御字御判

仁和寺殿院家 真乘院

元八公方家

同断 真光院

四瀧院殿今度ハ依之  
新院之宮其列調之

三宝院殿院家 理性院

藤司家 随心院殿

清花門跡

御室 理証院

任先判之旨全可被知行、并山林竹木等如前々永不可有

醍醐 金剛王院

相違之状如件

御室 勝宝院

貞享二年六月十一日御字御判

醍醐松橋 無量寿院

元ハ花山院息

醍醐 報恩院

毘門當時依之  
新院宮其列調之  
此度ハ清花家無之

領掌ノ二字除之全取納卜書之積 善院

兩本願寺

花台院

任先判之旨永不可有相違之状如件

醍醐字侶 龍光院

貞享二年六月十一日御字御判

三十三間堂 蓮華王院

西本願寺殿

南郡 喜多院

東本願寺殿

右四箇寺ハ御文言之内江書入之

一身田 高田門流本寺

任先判之旨領掌永不可有相違者也、仍如件

並渡卷寸五分有之

貞享二年六月十一日御朱印

任先判之旨進止永不可有相違之状如件

聖護院殿院家 若王子

專修寺堯円僧正御房

任先判之旨全取納永不可有相違之状如件

貞享二年六月十一日御朱印

仏光寺

者也、仍如件

大僧正ハ可有心持

天台

院家ノ僧正

紫衣ハ可有心持

禪ノ和尚

新儀両本寺

若王子

勝仙院

増上寺ハ可有心持

浄土紫衣ノ長老

永平寺

右者仏光寺同恰好

右之次

院家ノ僧正

鎌倉ノ五山

京師十刹

此外西堂

非檀林所紫衣

遊行上人

発端二

大神宮領など、書之

伊勢 祭主

出雲大社 两国造

発端二

熱田大明神領など、書之 熱田 大宮司

者也、仍如件

貞享二年六月十一日○御朱印

赤所 御朱印之下通りニ書出ス

但智恵院ハ日ノ中程 増上寺ハ日ノ下五分下リ

本国寺

高野山 両門主

浄土大寺

首座

不受布施本寺

勝劣本寺

日輪寺

右本国寺同恰好

御朱印文言之次第

当<sup>寺院</sup>領、於何国何郡何村何拾石事、任寛文五年何月何日先判之旨、令寄附之訖、全收納永不可有相違者也、仍如件

貞享二年六月十一日 ○御朱印

——寺

何<sup>寺院</sup>領何国——、任先判之旨、進止永不可有相違者也、仍如件

貞享二年六月十一日

何国何郡何村之内——寺何拾石事、任——先判之旨、

永不可有相違有也、仍如件

年号月日

何国何郡何村何程、何郡——合何程事、任元和何年何

月何日、寛永何年——、寛文何年——先判之旨、何<sup>寺院</sup>

全收納永不可有相違者也

年号月日

右之外少充文言相違も雖有之大形如斯也

一伊勢祭主、出雲兩國造、熱田大官司、此三社之外神主・禰宜・御師等ハ凡僧同前之文言也、任文言之内江

充所書入にも、発端ニ何<sup>寺院</sup>ト有之ト、又何国何郡何村

何寺ト有之ト、又文言之末ニ何寺全收納など、書入

口ニ充所有之ハ少宜也、但輕キ神主・禰宜等江ハ発端

ニ何<sup>社</sup>領ト依有之、御文言之内江茂其名不書入、勿論

充所も無之

一右三社江ハ宮廻など、調之、其外ハ<sup>社中</sup>など、書之

一大社江ハ国家安泰可抽懇祈など、書之

一大社之社領は可専神事祭礼など、書之

一神共仏共難弁には何之堂領と書之

一檀林所江ハ仏法紹隆など、書之

一境内計ノには收納之字無之進止など、書之

一歴々之寺院ニテ山林竹木有之にハ可為檢断使不入之地

など、書之

一大跡之寺院江山林竹木書入にハ守護使不入ト計畫之

一山林竹木調之時ハ諸役免除などト書之

一兩村迄ハ合幾村ト書、三ヶ村以上ハ都合幾村ト書之

一大社并本寺大寺江ハ状如件ト書之

一百石以上ハ末寺末社にてても、者也仍如件ト書之

一百石以下之凡僧江ハ者也ト計畫之

一社領堂領江ハ文言之内にも月日之奥にも充所無之、自

然大社ハ有之

貞享二年六月十一日御字御判

花山院殿

右御文言親王家門跡も同前

名家一位ヨリ清花・亜相・諸家・三位迄

任先判之旨弥領掌不可有相違之状如件

貞享二年六月十一日御朱印

難為一位御字無之御判計 広橋一位殿

難為清花御字無之御判計 菊亭大納言殿

御朱印 柳原大納言殿

東坊城中納言殿

五条宰相殿

倉橋三位殿

右上卷ハ本文之充所ニ一字下リ

関白前右大臣正二位氏長者 一条殿

左大臣正二位 近衛殿

前関白前左大臣従一位 鷹司殿

権大納言従二位 九条殿

権大納言従三位 二条殿

撰政関白共

撰家 親王家

任先判之旨全御知行弥不可有相違之状如件

貞享二年六月十一日御字御判

近衛殿

伏見殿

右御文言宮門跡も同前

清花大臣

任先判之旨弥領掌不可有相違之状如件

清花

前内大臣正二位

前内大臣正二位

内大臣正二位

從二位

從二位

正三位

菊亭

大炊御門

花山院

転法輪大納言

久我大納言

醍醐大納言

西園寺千槌丸

広幡三位中将

徳大寺亀千代丸

菊亭大納言

從二位

殿上人

任先判之旨弥領掌不可有相違者也、仍如件

貞享二年六月十一日御朱印

今城中将とのへ

冷泉少将とのへ

少納言とのへ

高倉侍從とのへ

領判知物・朱印状の古文書学的研究(大野)

山科内蔵頭とのへ雖為殿上人依違官  
日ヨリ五分下ル

任先判之旨全收納弥不可有相違者也

貞享二年六月十一日

日ヨリ二寸下ル  
祭主

地下之輩ハ折紙也

任先判之旨全可知行者也

貞享二丑

六月十一日

御隨身也

土山駿河守とのへ

一撰家ハ称号計、殿文字如斯、但充所月ノ頭ヨリ書出、

二条殿雖為権大納言称号計書之、寛文五年之比も近衛

殿権大納言之時称号計調候也

一清花大臣ハ称号計 御字御判有之、大納言以下ハ随其

官位殿文字心得可有之、充所月之中程ヨリ書出ス、殿

文字如斯、諸家ニ一位有之時は可准之也、充所高サ殿

文字同列也、但一位ハ御判計

一清花大納言之以下ハ殿文字心得有之

六月十一日御判計

久我大納言久

西園寺中納言久

広幡三位中將久

徳大寺龜千代久

広幡禮花 徳大寺ハ依為清花殿文字如調之

寛文五年ニ菊亭依為権大納言右之列ニ調之旨也

一此度菊亭内府息大納言江 御朱印ニ而被下之、是者家

領之外依為部屋料也

昵近

右充所高サ三位同列、久文字如斯

充所日ヨリ卷寸下リ

從二位 舟橋二位

正五位下 土御門兵部大輔

橋本瀧丸

右之外

正四位下 三室戸中務大輔

正四位下 藤波兵部大輔

從四位上 勘解由小路左中辨

右三人雖為殿上人、依為浅官充所日ヨリ五分下リ書

出ス

充所日ヨリ卷寸下リ

正六位上 倉橋安藏人  
五条秀才  
五辻意丸

比丘尼所

姫宮

全御知行永相違あるへからさるの状如件

撰家・親王家并水戸頼房卿御姫

先判の旨にまかせ永相違あるへからさるの状如件

清花并諸家納言以上之息女

先判の旨にまかせ永相違あるへからさる者也、仍如件

殿上人以下之娘

先判の旨にまかせ永相違有へからさる者也

貞享二年六月十一日 ○

姫宮 光照院のおかたへ

鷹司家 大慈院とのへ

伏見家 曇花院とのへ

清花家 総持院

広橋内府息女

惠聖院

東萊院息女

瑞花院

正親町三条亞相息女

繼孝院

殿上人娘

御朱印ヨリ壱寸下リ

地下ノ娘

宝鏡寺殿末寺

(後水尾)  
田淨法皇顯宮

新院之宮

伏見家

大聖寺の御かたへ  
曇花院の御かたへ

伏見家

新院之宮

久我右府息女

禪智院

近衛家

新院之宮

日野重相娘

入江の御かたへ

正親町三条娘

繼孝院

織田上野介娘

養林庵

大聖寺殿末寺

大聖寺殿ヨリ兼帯

撰取院

花山院娘

慈雲院

総持院

大慈院末寺

中院娘

惠聖院

東萊院娘

瑞華院

一御判物 御朱印於因幡守・淡路守宅茂遂吟味、御城

江差上於 殿中老中段々一覽有之而相濟、以後

貞享三ノ年閏三月廿六日

一堂上方・御門跡方・御比丘尼所并五畿内寺社之 御判

物 御朱印は、安藤九郎左衛門・匂坂清三郎此兩人道

中令宰領土屋相模守所江持參之、相模守宅江各招之相

渡之但九郎左衛門・清三郎轉、比即丹波國龜山城を久世出雲守  
拜領付而、為引渡兩人を被遣候、等二令持參候

一諸大名之領内ニ在之寺社之領主江相渡之、領主取次之

寺社之輩江遣之令頂戴之

一御代官所在之寺社ハ御代官請取右同断

一御旗本之面々領内ニ有之寺社ハ、御番頭物頭請取組中

江相渡其在所ノ江為持遣之右同断

右者山城守宅江諸大名は家司を呼寄渡遣之、御代官方

は御勘定奉行罷越請取、於御勘定奉行宅諸代官江相

渡、組付之面々ハ御番頭物頭請取、於面々宅組中并支

配之者江渡之、寺社之輩ハ面々在所江遣之頂戴之



一右之為御礼堂上方・御門跡方・御比丘尼所其外惣寺社之輩江戸江不及參上、御朱印相渡方ニ等御礼申上事濟候也

一諸大名江被下置 御判物 御朱印調之筆者如左

杉浦 半左衛門調分

松平大隅守 水野美作守 内藤左京亮 久世出雲守  
堀 左京亮 分部隼人正 小堀和泉守

飯方<sup>(巻)</sup> 七左衛門調分

松平陸奥守 南部大膳大夫 松平伊賀守 諏訪因幡守  
六郷佐渡守 堀田豊前守

渡辺 伝四郎調分

松平越前守 戸田采女正 加藤遠江守 青山大膳亮  
堀 周防守 本多淡路守 柳生对馬守

蜷川 彦左衛門調分

細川越中守 阿部豊後守 仙石越前守 土屋相模守  
松平对馬守 稻垣信濃守 坂本 内記

杉浦 源右衛門調分

松平右衛門佐 松平伊豆守 太田備中守 土井 内記  
織田山城守 岩城伊予守 山口修理亮

大橋 左兵衛調分

松平相模守 松平大和守 岡部内膳正 永井日向守  
南部遠江守 堀 飛驒守 一柳土佐守

建部 与兵衛調分

松平長門守 伊東出雲守 有馬左衛門佐 牧野因幡守  
本多長門守 立花 主膳

鈴木 甚五左衛門調分

松平丹後守 松平飛驒守 松平周防守 朽木伊予守  
毛利駿河守 井上筑後守 佐久間安房守

賀茂 宮庄右衛門調分

藤堂和泉守 松平和泉守 牧野筑後守 永井伊賀守  
九鬼大隅守 秋元摂津守 本多肥後守

杉浦 与右衛門調分

井伊掃部頭 松平若狭守 稻葉右京亮 板倉 式部  
丹羽長門守 伊丹大隅守 溝口 帯刀

渡辺 四郎右衛門調分

松平淡路守 奥平美作守 松平豊前守 浅野内匠頭  
大関信濃守 西郷若狭守 織田 内匠

松野 文右衛門調分

佐竹右京大夫 松浦肥前守 溝口信濃守 市橋下総守  
屋代越中守 高木 大学 松平佐渡守

斎田 久太郎調分

松平出羽守 松平日向守 黒田甲斐守 松平左京大夫  
内藤右近大夫 森 对馬守 有馬伊予守

曾雌 権右衛門調分

上杉弾正大弼 牧野駿河守 土井式部少輔 松平遠江守  
五嶋佐渡守 小笠原備中守 永井 万丞

飯高 一郎兵衛調分

堀田下総守 中川佐渡守 水野隼人正 浅野式部少輔  
松平 市正 遠山和泉守 建部内匠頭

芦屋 清左衛門調分

稲葉丹後守 松平出雲守 伊達宮内少輔 米津伊勢守  
酒井右京亮 久留嶋信濃守 新庄 主殿

斎田 喜兵衛調分

保科肥後守 水谷左京亮 増山兵部少輔 松平備前守  
松平縫殿頭 太田原備前守 本多伊予守

小嶋 彦四郎調分

酒井河内守 小出備前守 三浦耆岐守 内田出羽守  
片桐主膳正 本多出雲守 遠山主殿頭

大河内 十大夫調分

本多下野守 津輕越中守 遠藤右衛門佐 那須遠江守  
三宅土佐守 北条伊勢守

鈴木 彦八郎調分

有馬中務大輔 石川主殿頭 本多飛驒守 石川吉十郎  
松平上野介 土方 市正 植村土佐守

賀茂宮喜右衛門調分

酒井靱負佐 安藤对馬守 小笠原耆岐守 小出伊勢守  
酒井下野守 伊東信濃守 松平美作守

大岡 兵九郎調分

森 伯耆守 本多隠岐守 亀井松之助 石川若狭守  
松平因幡守 大村因幡守 堀 長門守

本目 権左衛門調分

松平土佐守 松平下総守 水野右衛門大夫 松平駿河守

板倉 頼母 木下右衛門大夫 青木甲斐守

跡部 善右衛門調分

松平大藏大夫 板倉隠岐守 秋田信濃守 鳥居左京亮

小笠原土佐守 板倉伊予守 牧野遠江守

柴田 助右衛門調分

丹羽若狹守 戸沢能登守 金森出雲守 西尾隠岐守

安部撰津守 細川豊前守 谷 出羽守

團 安左衛門調分

酒井小五郎 阿部对馬守 青山和泉守 京極甲斐守

松平修理亮 池田信濃守 本多彈正少弼

矢部 加兵衛調分

松平隠岐守 脇坂中務少輔 九鬼和泉守 土岐伊予守

保科彈正忠 前田右近大夫 小出大隅守

大塚 太左衛門調分

本多中務大輔 井上相模守 秋月佐渡守 植村右衛門佐

酒井勝之助 一柳右近將監 森川出羽守

関根 孫左衛門調分

小笠原遠江守 松平主殿頭 織田 内記 木下肥後守

阿部伊予守 堀田伊豆守 松平大炊頭

團 權十郎調分

榊原虎之助 松平丹波守 鳴津式部少輔 相良遠江守

渡辺（半）次郎 織田信濃守 堀田 兵部

森 新兵衛調分

松平加賀守 松平越中守 立花飛騨守 土井周防守

相馬彈正少弼 松平撰津守 宗 对馬守 京極主膳正

中村 平右衛門調分

松平伊予守 真田伊豆守 大久保加賀守 伊達遠江守

井伊伯耆守 酒井石見守 喜多見若狹守 大久保安芸守

本目 勝左衛門調分

松平安芸守 松平讃岐守 小笠原修理大夫 京極備中守

内藤紀伊守 戸田山城守 加藤孫太郎 堀田对馬守

一堂上方御門跡方其外 御判物 御朱印之筆者如左

飯（合） 一郎兵衛調分

一条殿 近衛殿 鷹司殿 九条殿 二条殿 伏見殿

有栖川殿 転法輪大納言 久我大納言 醍醐大納言

広幡三位中将 比叡山 滋賀院是迄御判物也

清閑寺大納言 松木前大納言 園前大納言 小川坊城

前大納言 平松前中納言 水無瀬前中納言 難波前中

納言 広瀬前中納言 堀川前宰相 裏松宰相 中山宰相

竹屋宰相 愛宕前宰相 七条前宰相 梅溪三位 押小

路三位 三室戸中務大輔 山科中将 四条中将 冷泉

中将 石井少納言 植松中将 葉川少将 土御門兵部

少輔 鷲尾侍從 五条秀才

賀茂宮庄右衛門調分

花山院内府 大炊御門前内府 菊亭前内府 徳大寺龜

千代丸 〔仁和寺カ〕 御門跡 勸修寺御門跡 大覚寺御門跡

妙法院御門跡 一乘院御門跡 聖護院御門跡 円満院

御門跡 梶井御門跡 三宝院門跡 大乘院門跡 知恩院

日光山 東叡山 久能山 喜多院 鳳来寺 増上寺

是迄御判物也

烏丸大納言 柳原大納言 菊亭大納言 三条西前大納言

日野前大納言 勸修寺前大納言 〔正〕 上親町前大納言

東坊城前大納言 中院前大納言 中御門前大納言

領判判物・朱印状の古文書学的研究〔大野〕

千種前大納言 高辻前大納言 甘露寺前大納言 六条

前中納言 〔繪少〕 路中納言 姉小路中納言 東園中納言

清水谷中納言 庭田中納言 綾小路前中納言 阿野前

中納言 梅園宰相 船橋二位 西洞院宰相 油小路宰相

藏宰相 樋口前宰相 持明院前宰相 中園前宰相

〔繪少〕 川端前宰相 山本前宰相 白川二位 富小路三位

久世三位 日野西三位 伏原大藏卿 櫛笥三位 竹内

三位 藤谷三位 滋野井中将 吉田左兵衛督 藤波兵

部大輔 飛鳥井中将 大宮中将 下冷泉中将 勘解由

小路左中弁 〔正脱〕 親町三条中将 花園中将 西大路少将

広橋少納言 四辻少将 裏辻少将 岩倉少将 武者小

路侍從 野宮侍從 倉橋安藏人 橋本瀧丸 〔繪少〕 五辻〔巻〕丸

本目 勝左衛門調分

八条真宮 青蓮院御門跡 実相院御門跡 竹内御門跡

毘沙門堂御門跡 〔西〕 本願寺 〔東〕 本願寺 南禅寺 多田院

大樹寺是迄何茂御判物也

一右之外御比丘尼所并堂上方・御門跡方江附たる支配所  
等之 御朱印、右之筆者三人にて不残調之

一 老万石以上 貳百貳拾九通七冊 御判物五拾卷通 御朱印百七拾八通

但領知国郡村所付別紙目錄差添之

一 堂上方 百七通卷冊 御判物拾六通 御朱印九拾七通

一 御門跡方御比丘尼所 五拾卷通卷冊 御判物拾九通 御朱印三拾貳通

一 天台宗 三百六拾六通卷冊 御判物三通 御朱印三百六拾三通

一 淨土宗 三百貳拾通卷冊 御判物三通 御朱印三百拾七通

一 真言古義 貳百六拾貳通卷冊 不殘御朱印

一 真言新義 八百五拾七通貳冊 右同斷

一 臨濟宗 五山派 貳百九通卷冊 御判物卷通 御朱印貳百八通

一 臨濟宗 百九拾通卷冊 不殘御朱印

一 曹洞宗 龍驛寺(懸) 大中寺 □下 貳百三拾五通卷冊 右同斷

一 曹洞宗 総寧寺 懸下 四百拾□通卷冊 右同斷

一 曹洞宗 可睡斎 懸下 三百六□通卷冊 右同斷

一 曹洞宗 可睡斎 懸下 三百六□通卷冊 右同斷

一 八宗兼学三通 五拾卷通卷冊 御判物卷通 御朱印五拾通

一 三論集 卷通 御朱印五拾通

一 律宗 三拾九通 七拾卷通卷冊 御判物貳通 御朱印七拾通(マ)

一 時宗 百三通卷冊 不殘御朱印

一 日蓮宗 百六拾六通卷冊 右同斷

一 八幡一山 百六拾六通卷冊 (三拾三通之) 卷 右同斷

一 〇社 貳冊 右同斷

本山修驗 九拾通 当山修驗 貳拾通 〇(案)人 卷通 百生 三通 町人 三通

百拾□通卷冊 右同斷

惣寺社都合四千六百四拾九通内 御判物四拾五通 御朱印四千六百四通

此外御条目并配当目錄等在之

一 東叡山年中行事帳 卷冊

一作法書之覚帳 卷冊

右 □冊

一 高野 留帳 〇冊

是者高野山数年 訴訟事 付而貞享三卯年

十月右之 濟候 書記之追而入置帳也

